半島地域が孤立した場合の対応（大島半島、内外海半島）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- PAZに該当する大島半島（おおい町）、内外海半島（小浜市）については、自然災害等により住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やﾍﾘｺﾌﾟﾀｰにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やﾍﾘｺﾌﾟﾀｰを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

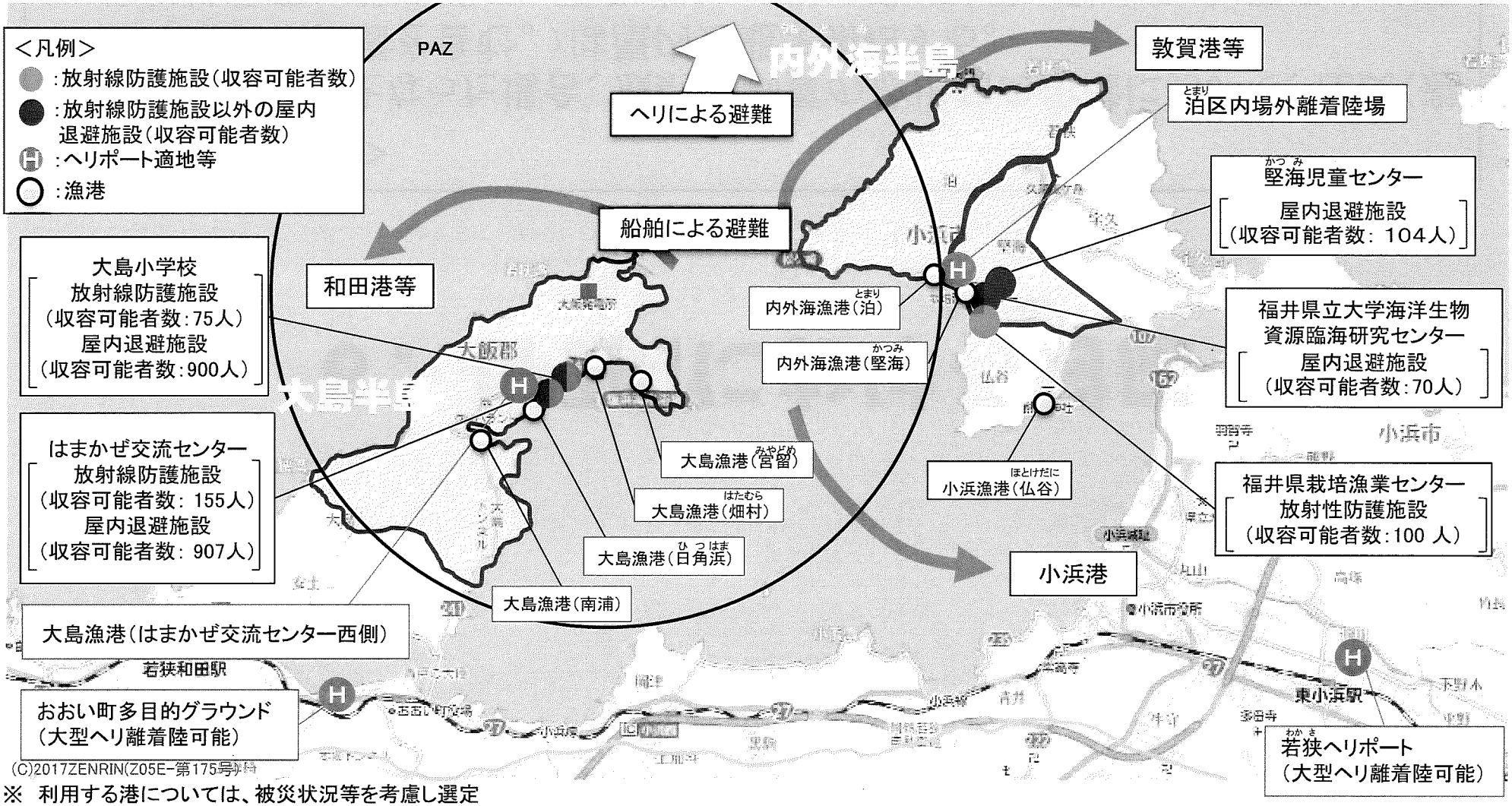

(C)2017ZENRIN(Z05E-第175号)

※　利用する港については、被災状況等を考慮し選定

※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要な支援を実施。実動組織への要請後、発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ警戒事態の段階においても、原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整するなど柔軟に対応。

6．UPZ内における対応

＜対応のポイント＞

1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始する。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。

UPZ内における防護措置の考え方

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時500μSv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）を行う（OIL1）。また、毎時20μSv超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20μSv超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う（OIL2）。
- これらの防護措置（一時移転等※1）を的確に実施できる体制を整備する。

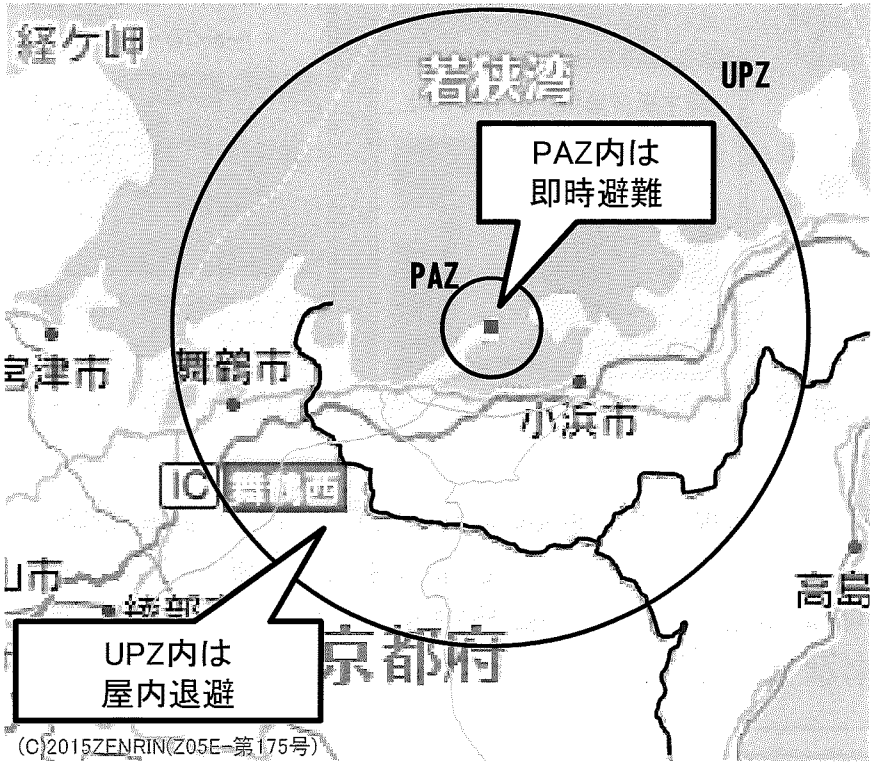

UPZ内の防護措置の基本的な流れ

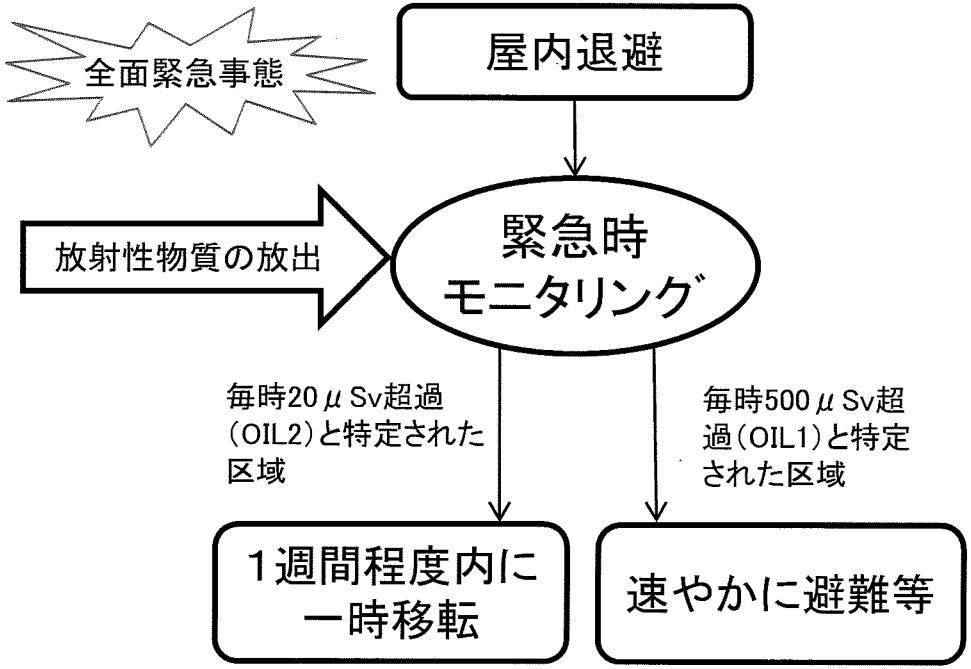

※1　一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

一時移転等に備えた関係者の対応（福井県）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 福井県及び関係市町は警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 福井県は住民の一時移転等に備え、福井県内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。

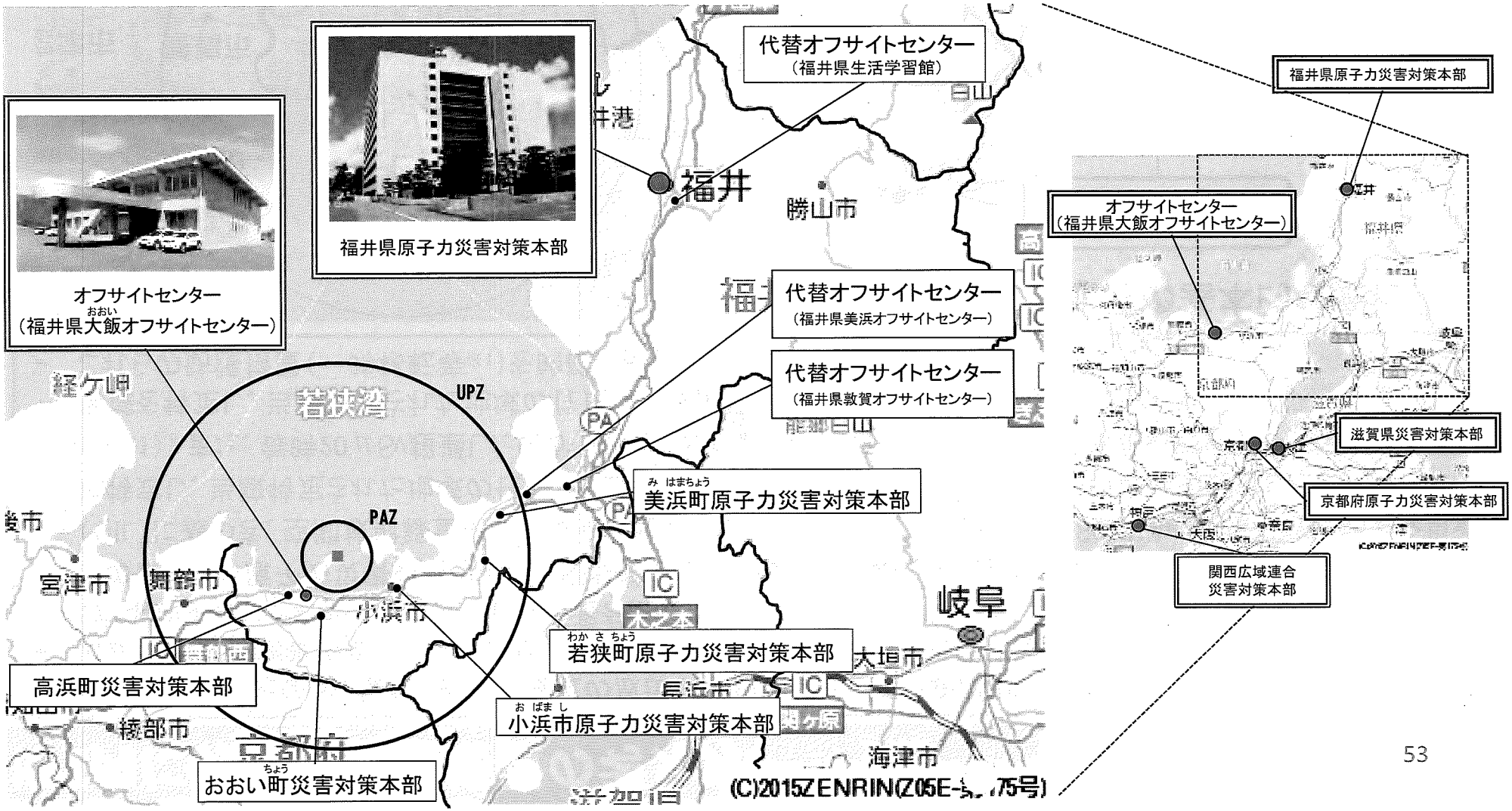

一時移転等に備えた関係者の対応（京都府）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 京都府及び関係市町は警戒事態で災害警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 京都府は住民の一時移転等に備え、京都府内のバス会社に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 関係市町は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。

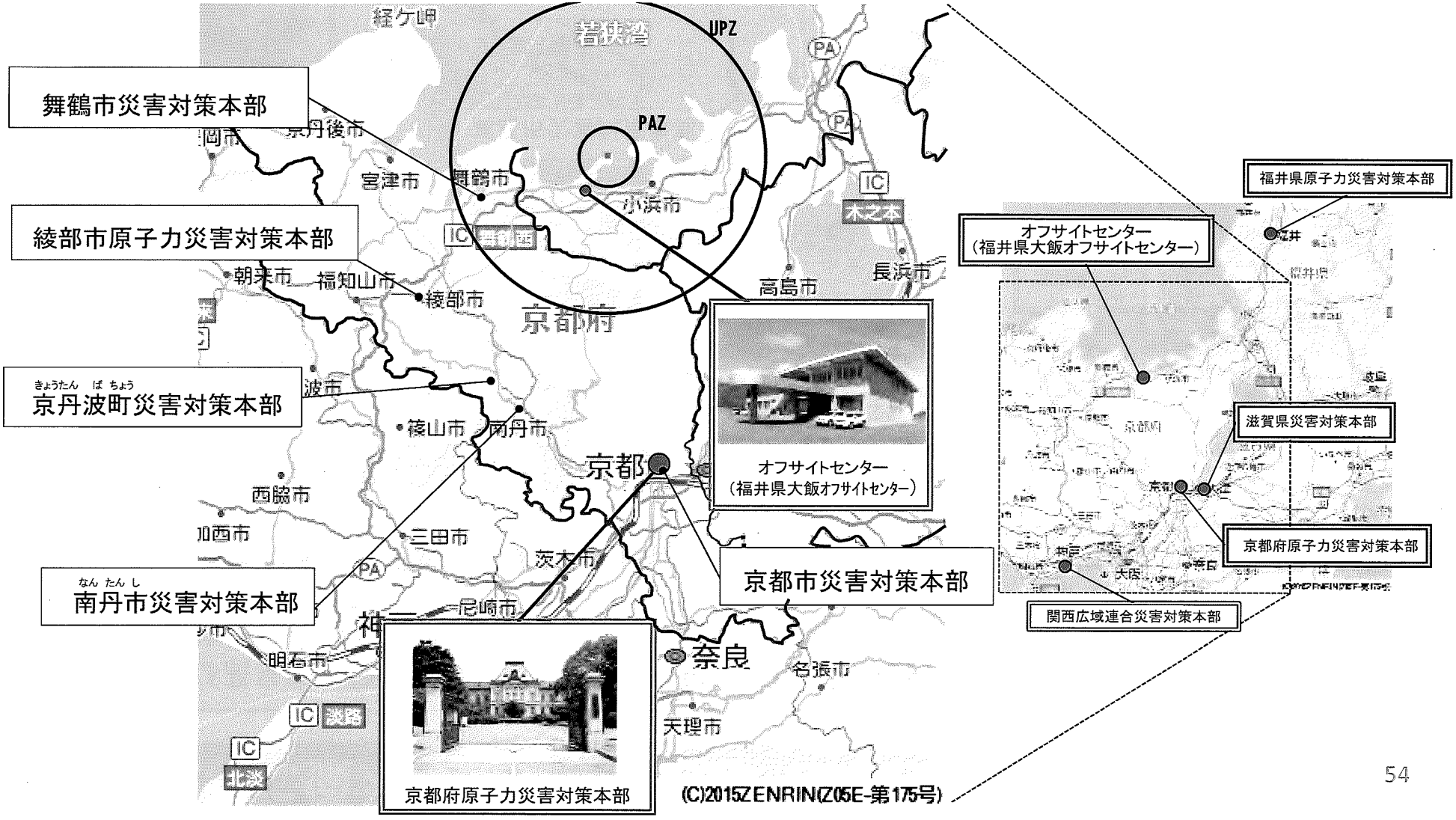

一時移転等に備えた関係者の対応（滋賀県）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 滋賀県及び高島市は警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。

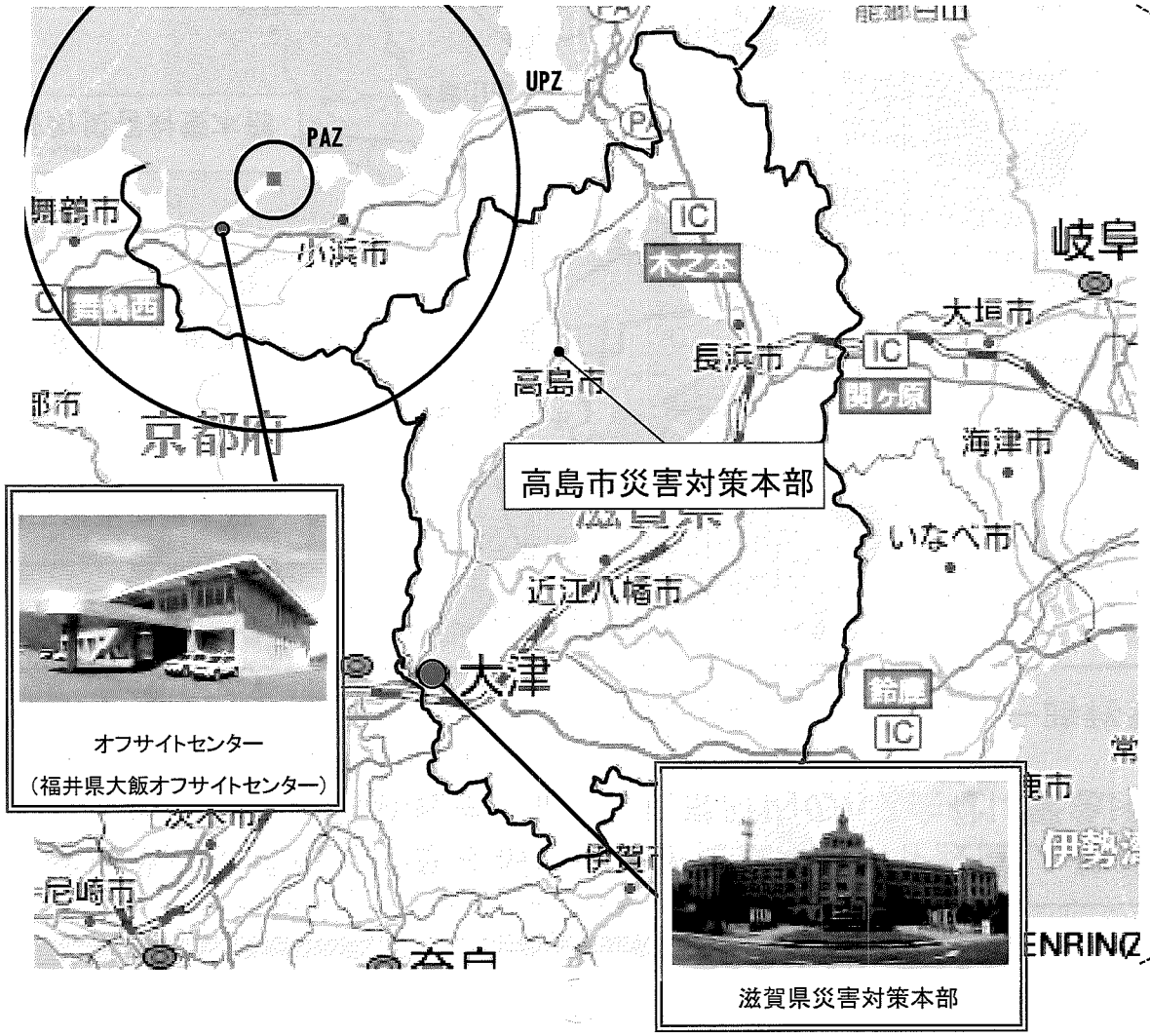

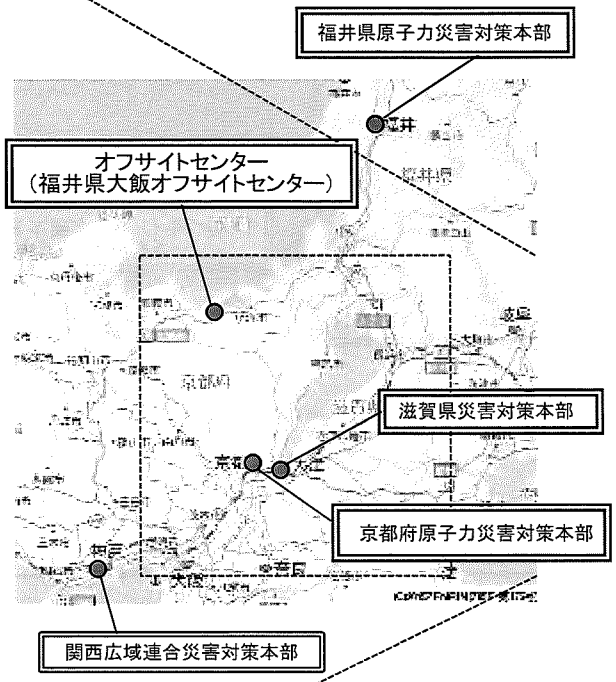

一時移転等を行う際の情報伝達

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、FAX・TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。

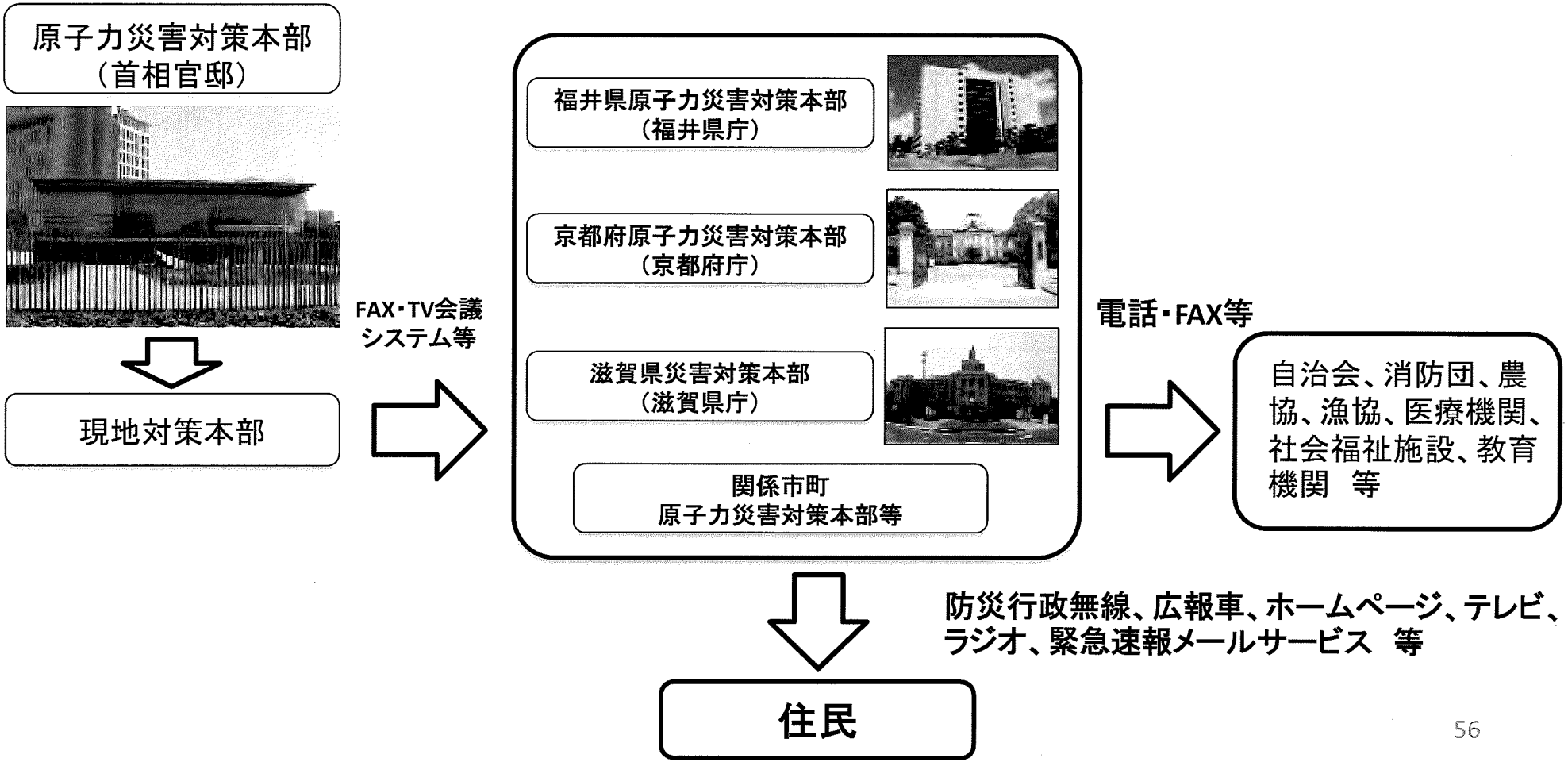

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 関係府県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等を呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、関係府県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞

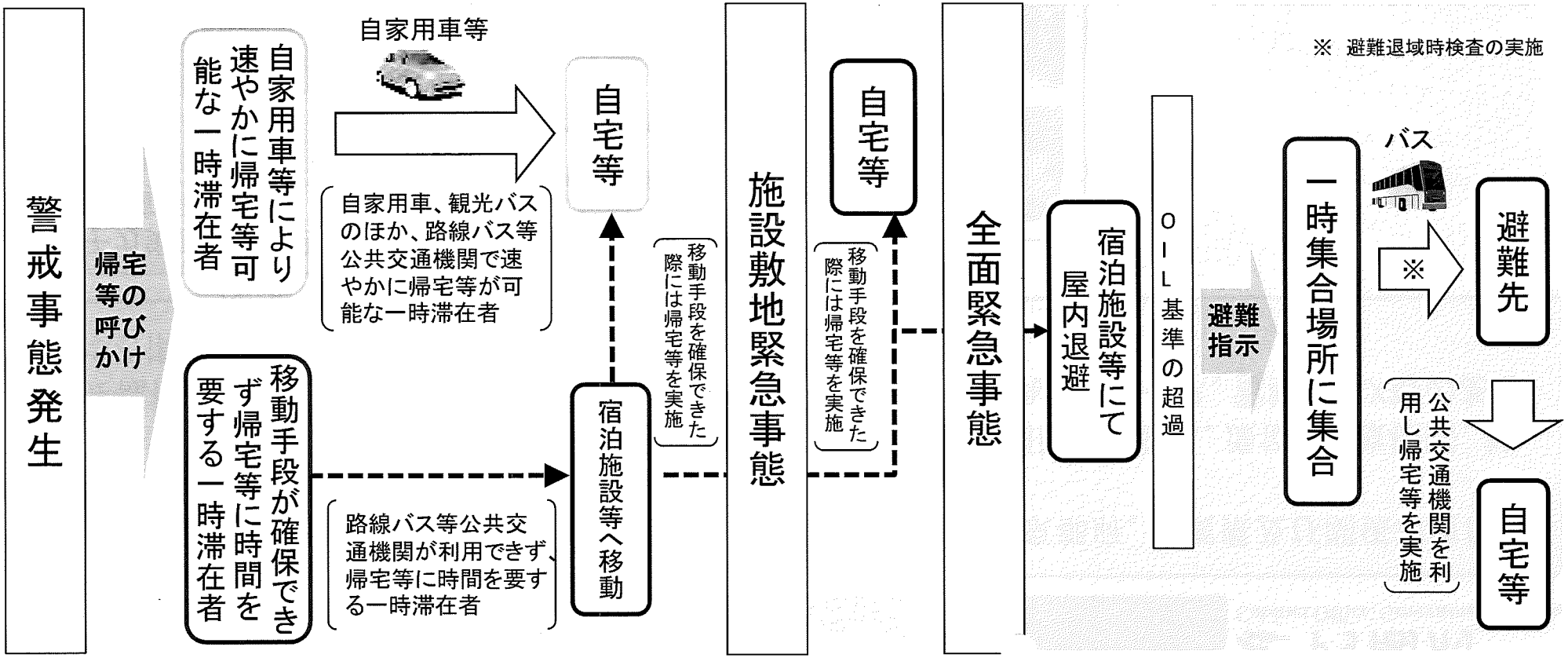

UPZ内住民の一時移転等

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町が、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- UPZ内関係市町を対象とした避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況に基づき、府県災害対策本部が府県域を越える避難が必要と判断した場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された大阪府、兵庫県及び徳島県の避難先で受入れを行う。
- 避難先施設が、被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数の受入ができない場合は、同一府県又は関西広域連合において避難先の調整を行う。
- なお、UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧策や降雪時の避難経路の確保等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

府県名	市町名	府県内避難先	府県外避難先	
福井県	おおい町	敦賀市	兵庫県	伊丹市、川西市
	小浜市	鯖江市、越前市	兵庫県	豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町
	高浜町	敦賀市	兵庫県	宝塚市、三田市、猪名川町
	若狭町	越前町	兵庫県	丹波市、篠山市、三木市、加東市　小野市、西脇市、加西市、多可町
	美浜町	大野市	兵庫県	—
京都府	舞鶴市	京都市、宇治市、城陽市、向日市	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市
			徳島県	鳴門市、松茂町、北島町
	綾部市	福知山市、亀岡市	兵庫県	たつの市、太子町、佐用町
	南丹市	南丹市内	兵庫県	洲本市、南あわじ市
	京丹波町	京丹波町内	兵庫県	芦屋市
	京都市	京都市内		—
滋賀県	高島市	高島市内他	大阪府	大阪市、高槻市、枚方市

UPZの福井県内各市町の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内にある福井県内各市町の住民の避難先は、福井県内及び県外（兵庫県）において避難先を確保。地域ｺﾐｭﾆﾃｨの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先の準備状況、避難先までの道路状況、気象情報等により、県内避難できない場合は、県外避難を実施。

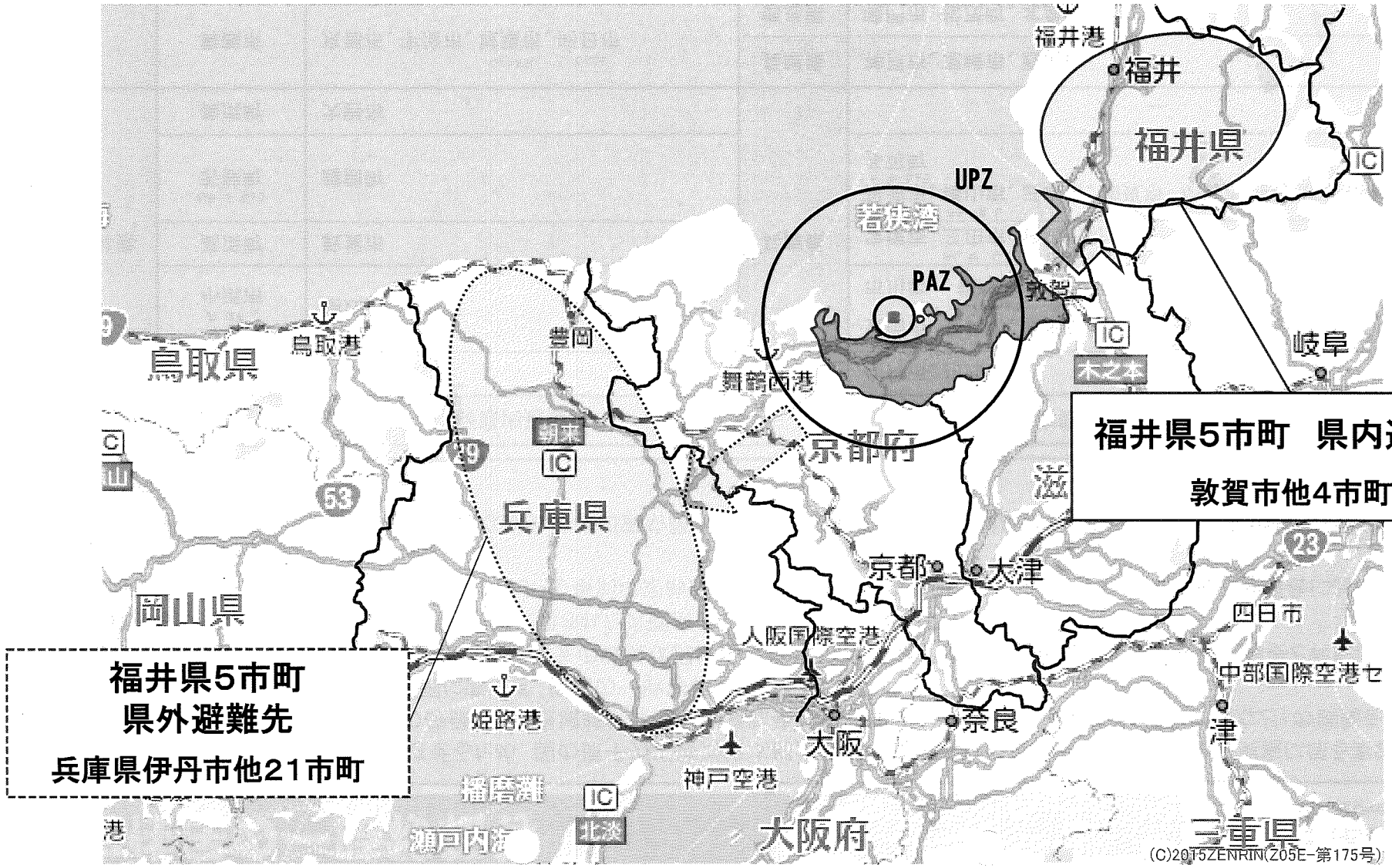

(C)2015ZENRIN(ZO5E-第175号)

UPZの京都府内各市町の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内にある京都府内各市町の住民の避難先は、京都府内及び府外（兵庫県、徳島県）において避難先を確保。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。

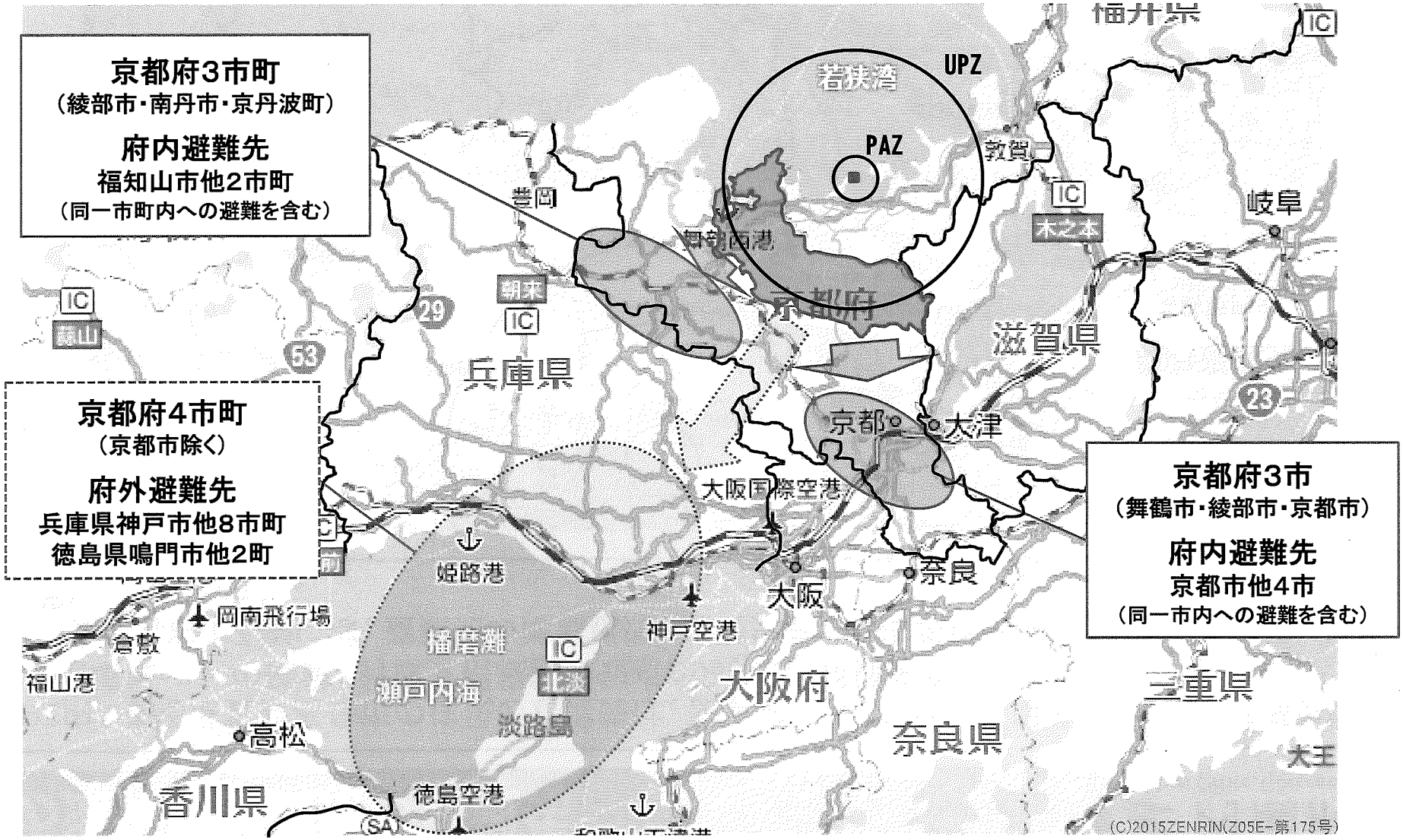

UPZの滋賀県高島市の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内にある滋賀県高島市の住民の避難先は、滋賀県内及び県外（大阪府）において避難先を確保。地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。
- 避難先を選定する際には、避難先の準備状況、避難先までの道路状況などを考慮して選定。気象情報についても活用。

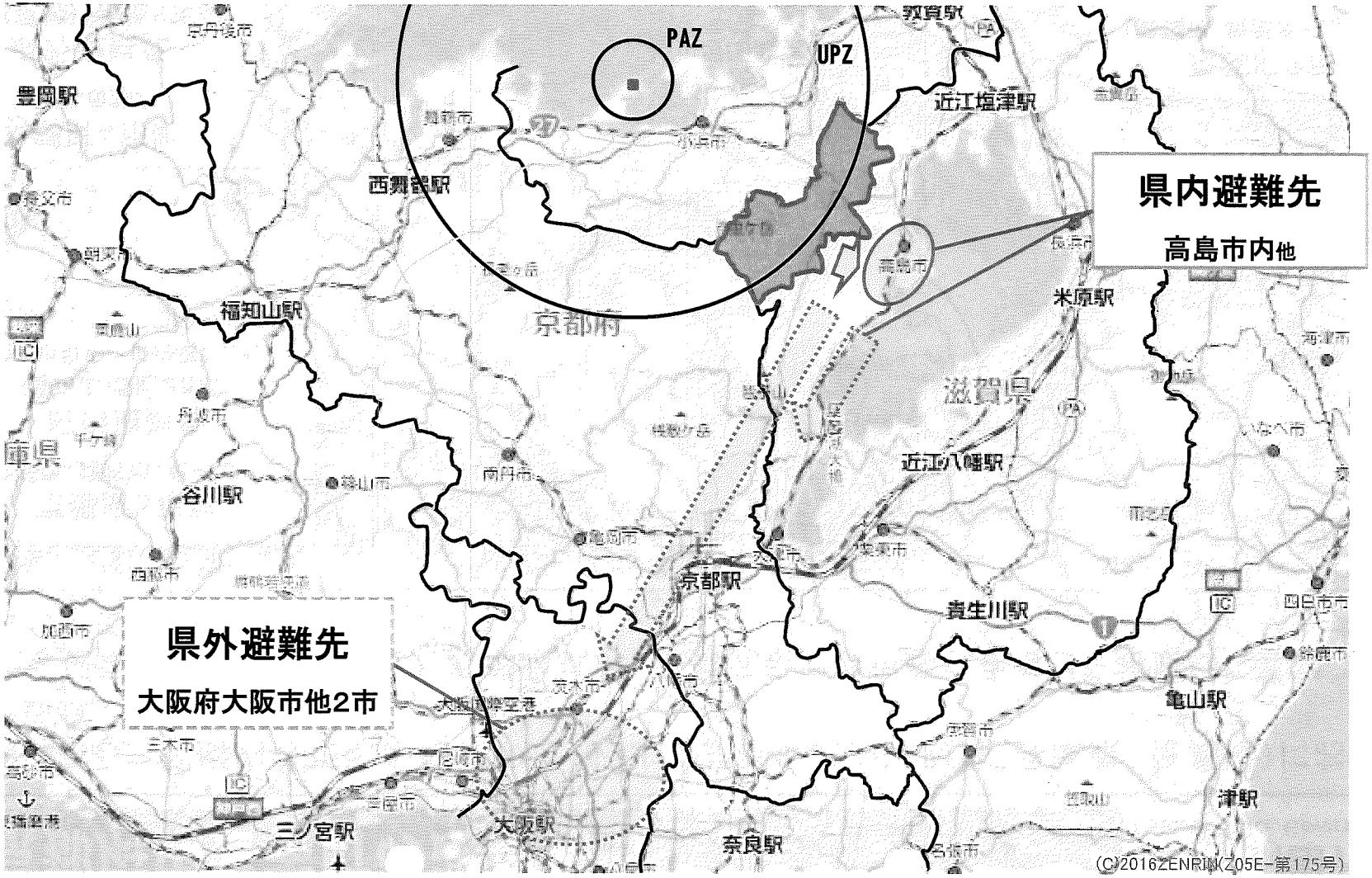

福井県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済であり、学校災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができなかった児童等は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。

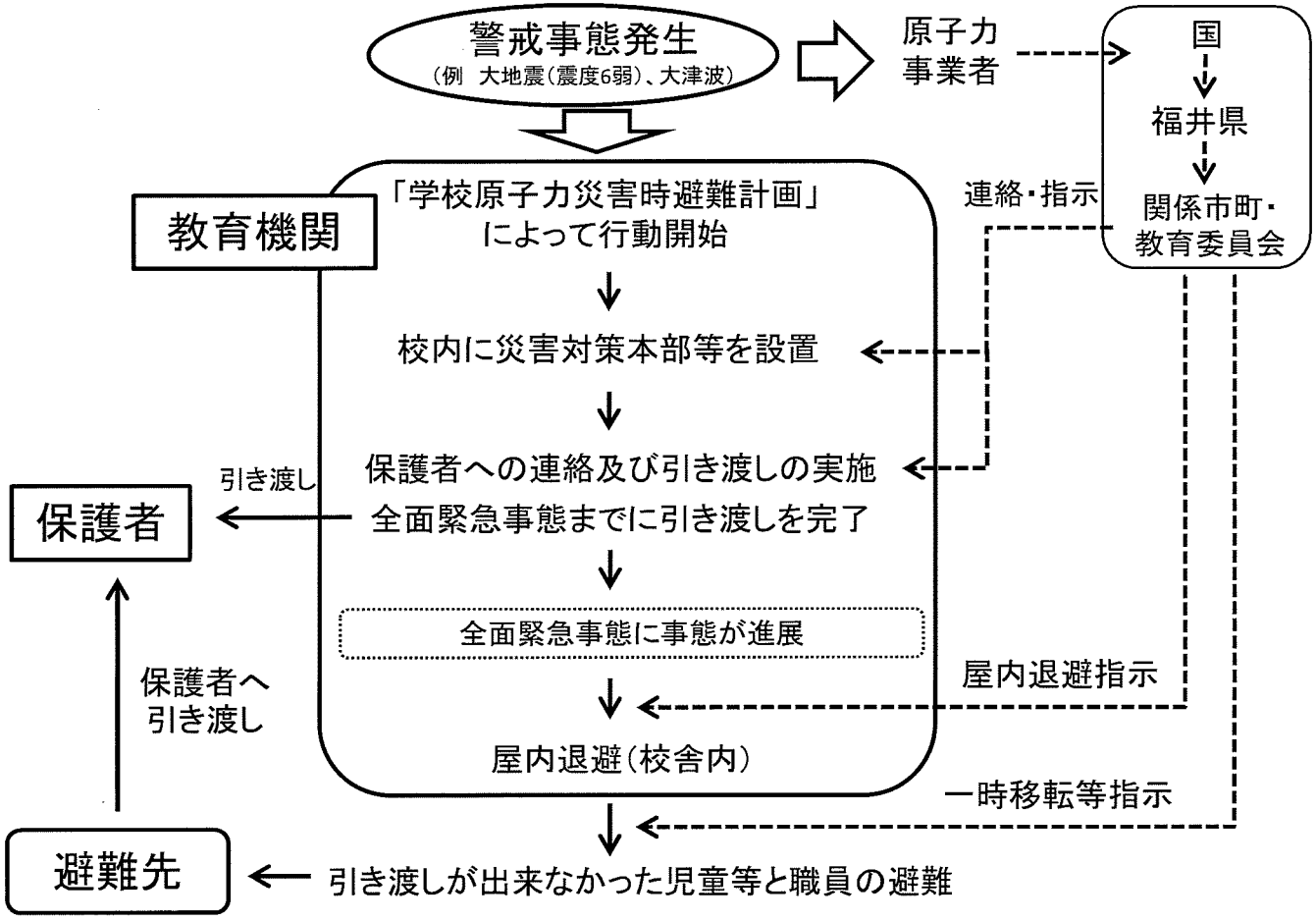

UPZ 内の教育機関数

	教育機関数（機関）	児童・生徒数（人）
保育所・幼稚園等	34	2,445
小学校	32	3,720
中学校	9	2,015
高等学校	3	1,905
特別支援学校	2	215
大学・専門学校	4	463
合　計	84	10,763

※　平成29年5月1日時点

福井県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 福井県では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設（48施設2,108人）について、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

＜ UPZ内 ＞

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員（人）
医療機関（病院・有床診療所）		8	822
社会福祉施設	介護保険施設等	24	1,042
	障害福祉サービス事業所等	16	244
	小計	40	1,286
合 計		48	2,108

施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保

＜ UPZ外 ＞

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数（人）
10	822
70	1,042
15	244
85	1,286
95	2,108

※ 平成29年4月1日時点

福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県原子力災害対策本部において関係機関と調整し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

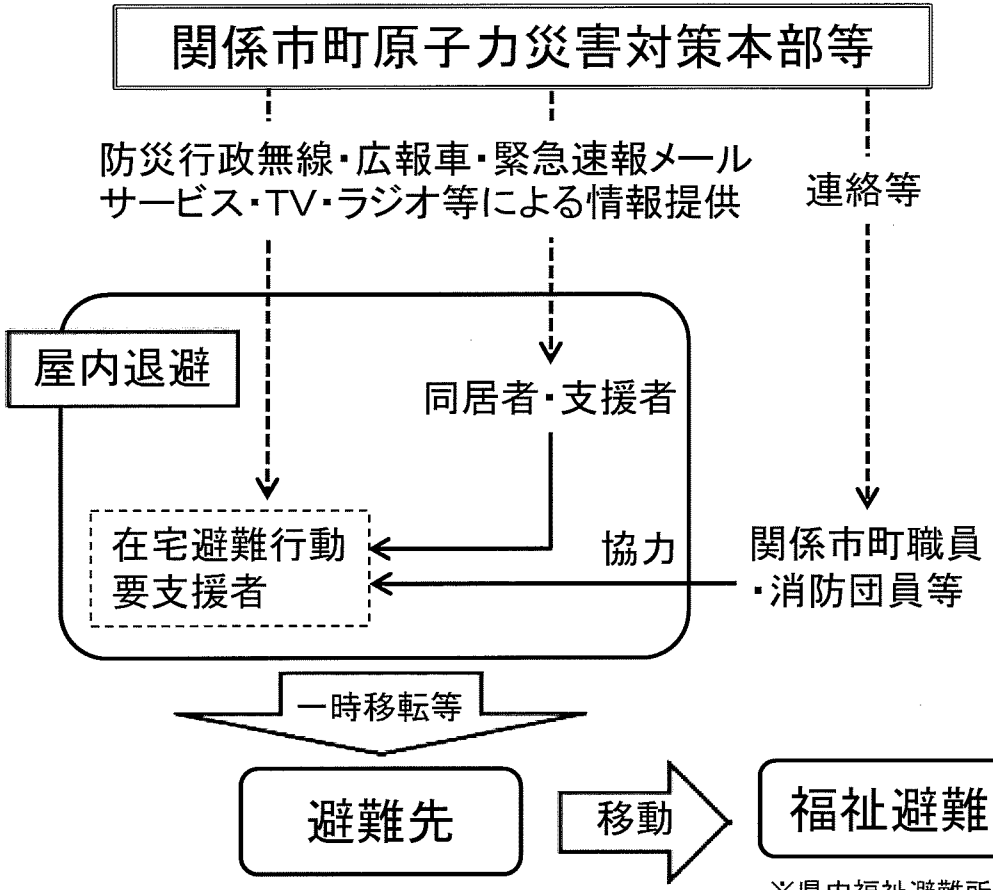

※県内福祉避難所数（避難対象5市町を除く）：239施設

UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数（暫定値）

	UPZ内（人）
おおい町	692（546）
小浜市	776（776）
高浜町	789（789）
若狭町	258（258）
美浜町	438（438）
合計	2,953（2,807）

※ （ ）内は支援者有り
※ 平成29年4月現在

福井県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽ、TV、ﾗｼﾞｵ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 福井県では、OIL1の場合、自家用車による避難が可能な住民は自家用車により避難。それ以外の住民は、県が確保するﾊﾞｽ等により避難。OIL2の場合、集団で避難することを基本に、自家用車および県が確保するﾊﾞｽ等により避難。

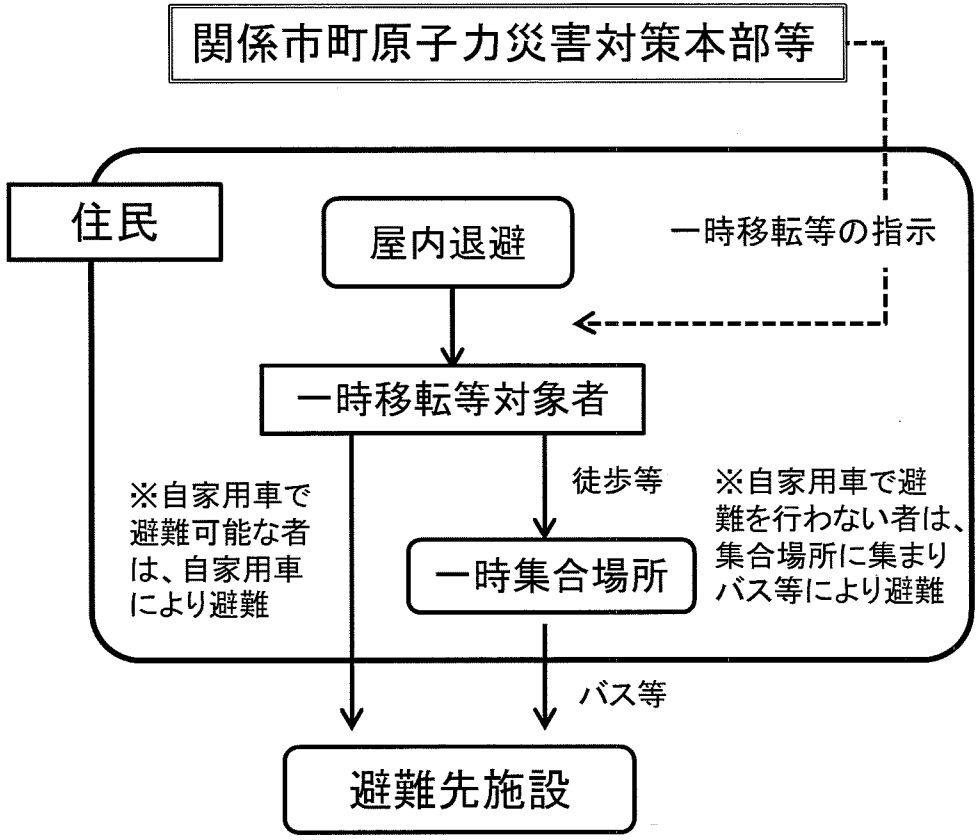

＜UPZ内市町の避難先＞

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難を実施。

市町名	県内避難先	県外避難先	
おおい町 7,552人	敦賀市	兵庫県	伊丹市、川西市（合計7,552人）
小浜市 29,655人	鯖江市、越前市		豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、姫路市、市川町、福崎町、神河町（合計29,655人）
高浜町 10,570人	敦賀市		宝塚市、三田市、猪名川町（合計10,570人）
若狭町 15,313人	越前町		丹波市、篠山市、三木市、加東市、小野市、西脇市、加西市、多可町（合計15,313人）
美浜町 9,774人	大野市		－

※ 平成29年4月1日時点

おおい町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

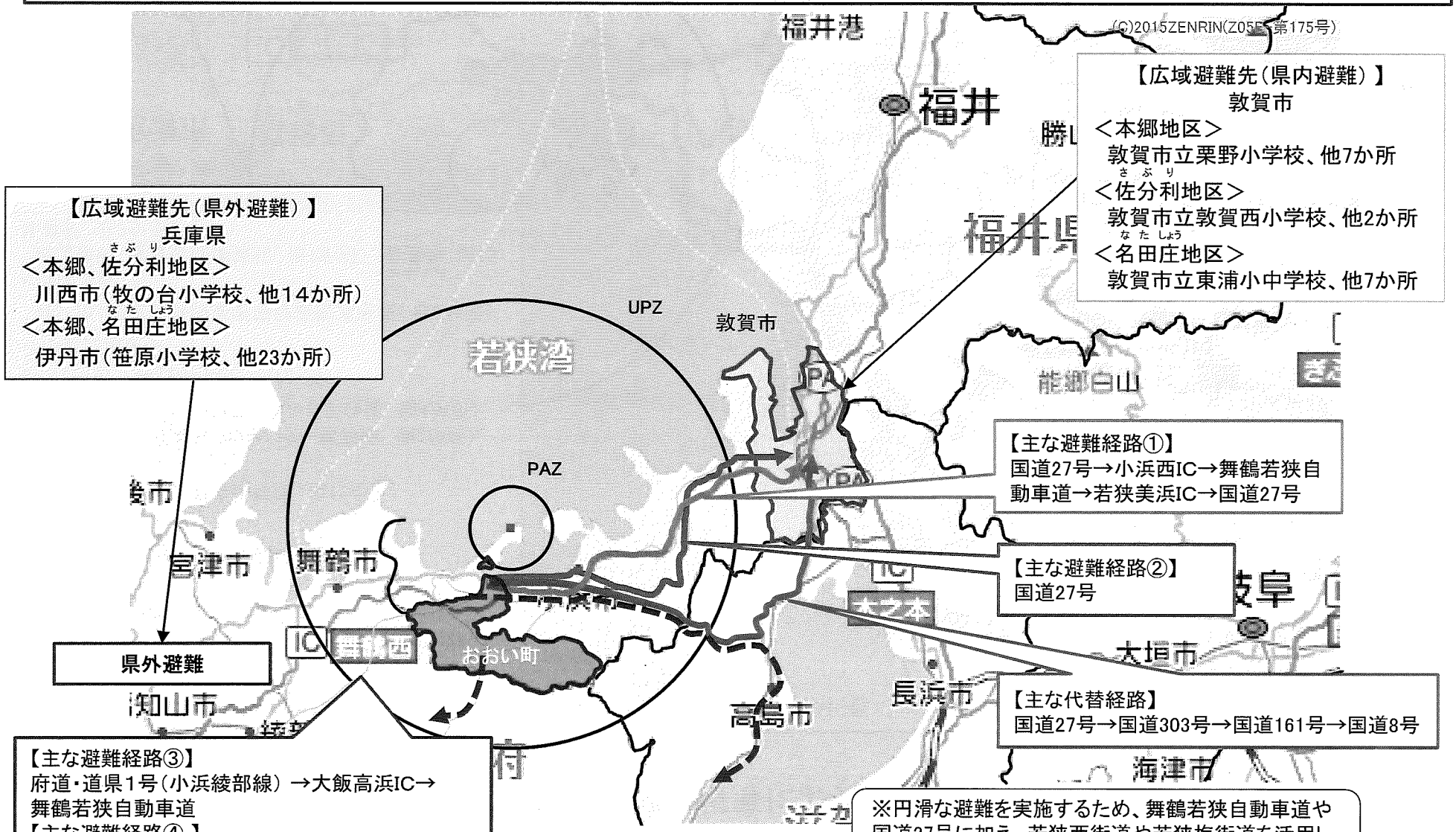

小浜市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先(県外避難)】
兵庫県
＜小浜、雲浜、西津、内外海、国富、宮川、今富地区＞
姫路市 (姫路球場、他38か所)
＜松永地区＞
朝来市(和田山体育センター、他4か所)
＜遠敷地区＞
豊岡市(豊岡市立総合体育館、他12か所)
＜口名田地区＞
市川町(市川町スポーツセンター体育館、他2か所)、福崎町(コミュニティセンターサルビア会館、他4か所)、神河町(町立神崎小学校、他1か所)
＜中名田地区＞
養父市(関宮農林漁業者等健康増進施設、他8か所)
＜加斗地区＞
新温泉町(健康公園体育館、他1か所)、香美町(射添体育館、他3か所)

【広域避難先(県内避難)】
越前市・鯖江市
＜小浜、雲浜、西津、内外海、国富、松永、口名田地区＞
越前市立武生東小学校、福井県立武生工業高等学校、他29か所
＜内外海、宮川、遠敷、今富、中名田、加斗地区＞
鯖江市立河和田小学校、鯖江市立中央中学校、他12か所

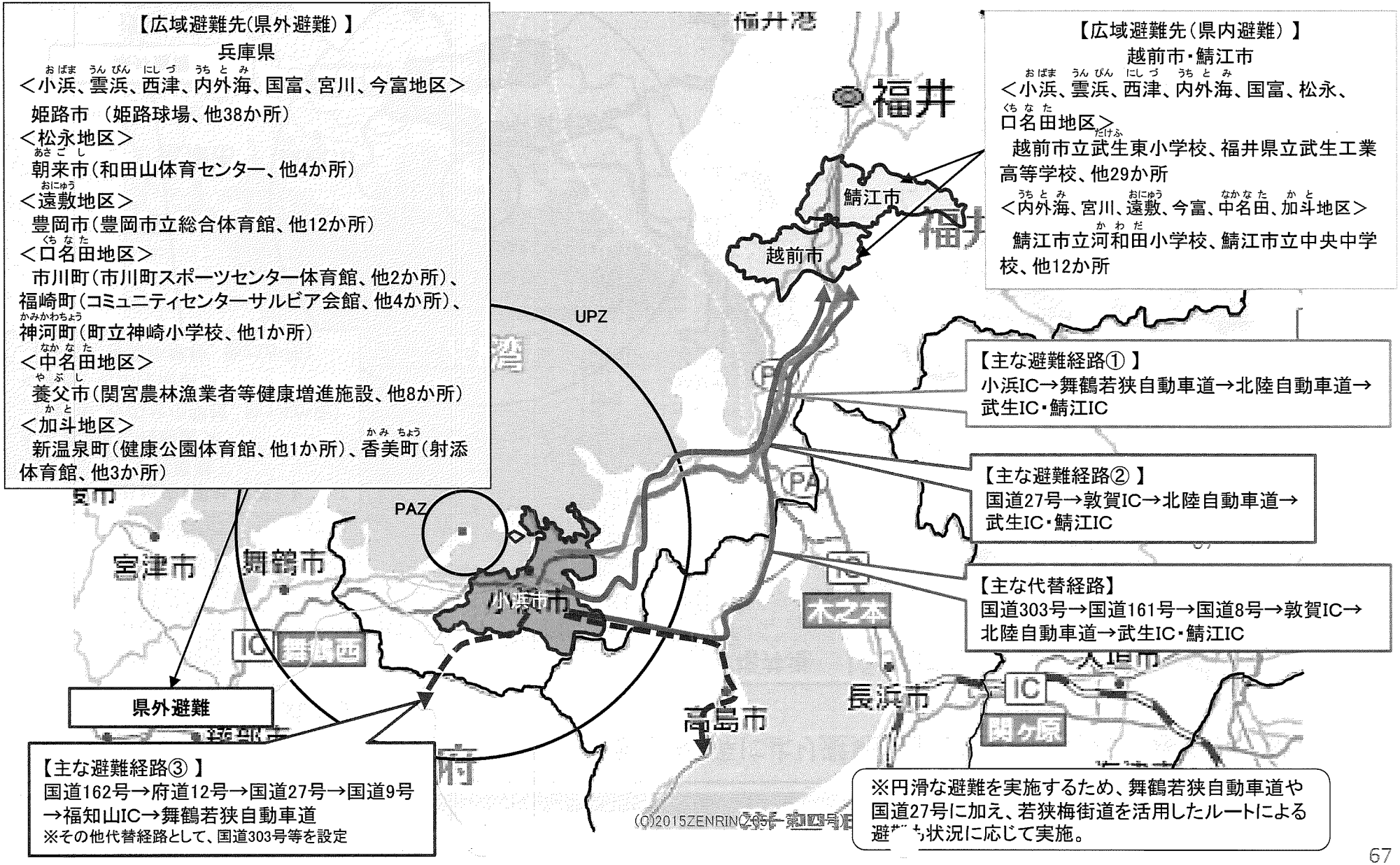

【主な避難経路①】
小浜IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な避難経路②】
国道27号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な代替経路】
国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC・鯖江IC

【主な避難経路③】
国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道
※その他代替経路として、国道303号等を設定

※円滑な避難を実施するため、舞鶴若狭自動車道や国道27号に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

高浜町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

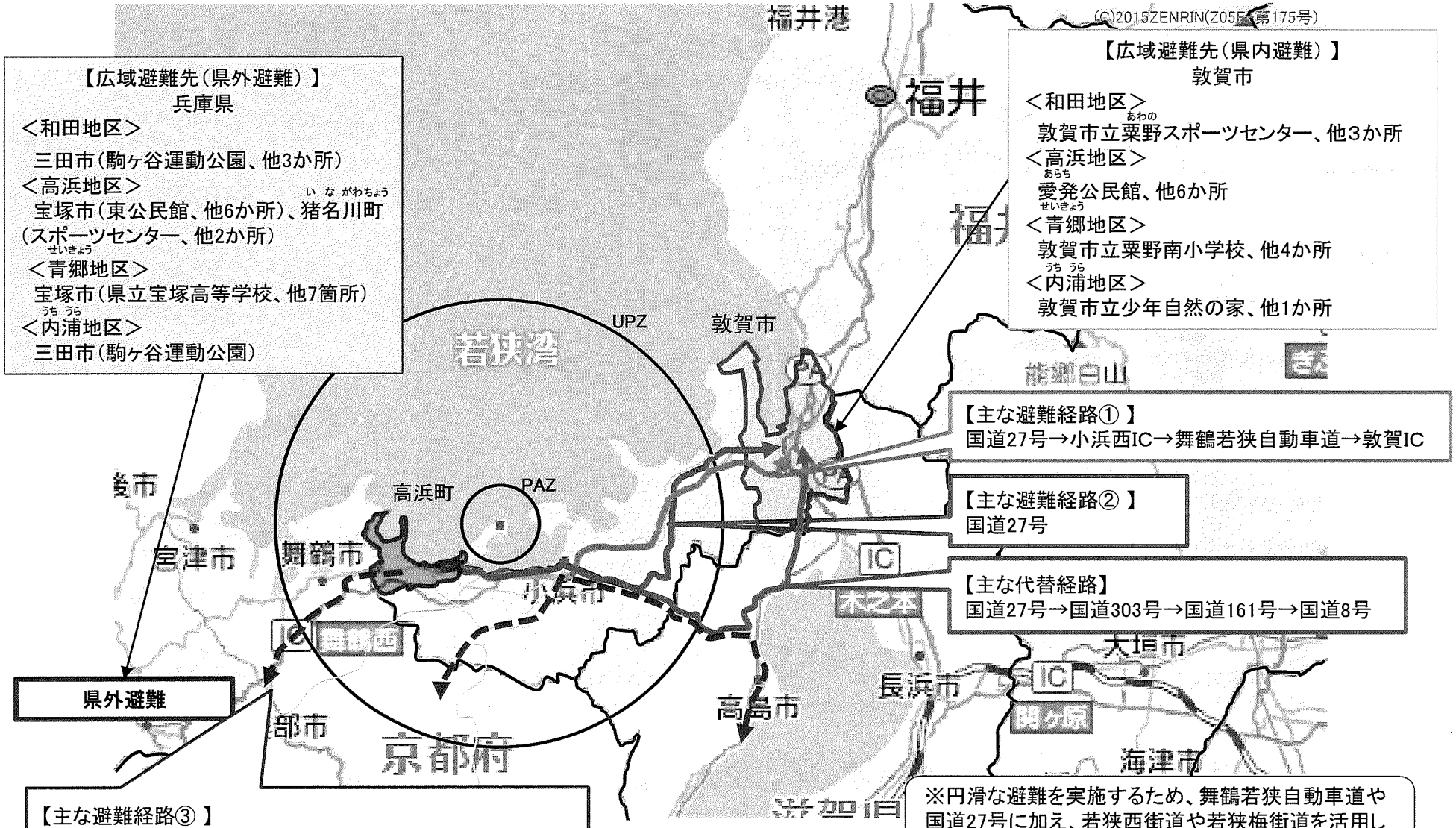

若狭町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【広域避難先（県外避難）】

兵庫県

＜三十三地区＞
三木市（口吉川町公民館、他10か所）

＜三方地区＞
三木市（自由が丘公民館、他2か所）、篠山市（篠山総合スポーツセンター、他5か所）
加東市（やしろ国際学習塾）、丹波市（山南農業者等体育施設、他3か所）

＜西田地区＞
丹波市（三塚ふれあいセンター愛育館、他2か所）

＜鳥羽地区＞
西脇市（黒っこプラザ、他4か所）

＜瓜生地区＞
加西市（市民会館、他8か所）

＜三宅地区＞
加東市（滝野総合公園体育館）、小野市（コミュニティーセンター下東条、他1か所）

＜野木地区＞
小野市（兵庫県立小野高等学校、他3か所）

＜熊川地区＞
多可町（文化会館、他3か所）

【広域避難先（県内避難）】

越前町

＜三十三地区＞
越前町立宮崎小学校、他10か所

＜三方地区＞
福井県立丹生高等学校、他6か所

＜西田地区＞
織田健康福祉センター、他2か所

＜鳥羽地区＞
越前町立織田小学校、他2か所

＜瓜生地区＞
越前町立越前中学校、他2か所

＜三宅地区＞
越前町営越前体育館、 他5か所

＜野木地区＞
越前町立城崎小学校、他3か所

＜熊川地区＞
越前町立萩野小学校、他3か所

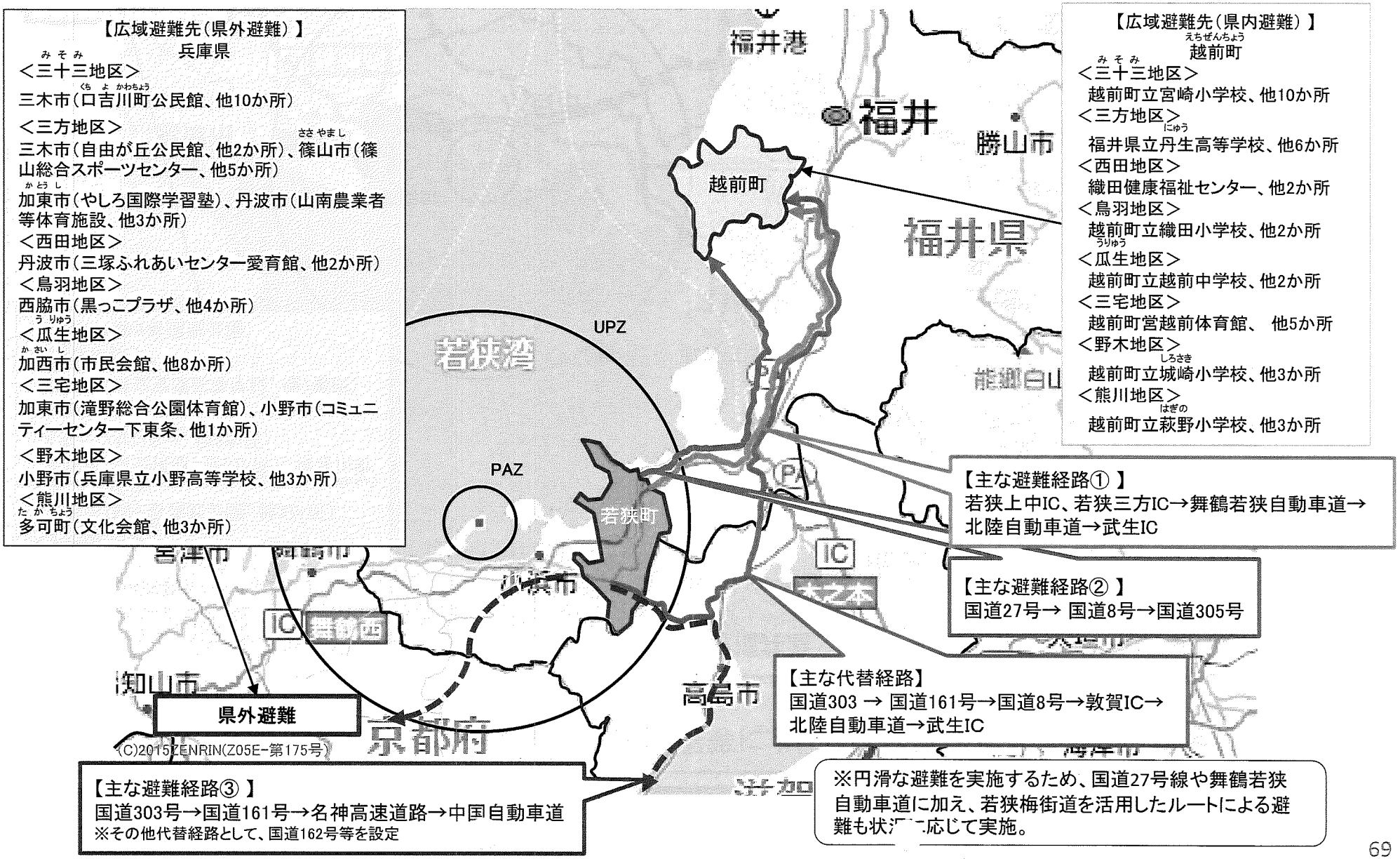

【主な避難経路①】
若狭上中IC、若狭三方IC→舞鶴若狭自動車道→北陸自動車道→武生IC

【主な避難経路②】
国道27号→ 国道8号→国道305号

【主な代替経路】
国道303 → 国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道→武生IC

【主な避難経路③】
国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道
※その他代替経路として、国道162号等を設定

※円滑な避難を実施するため、国道27号線や舞鶴若狭自動車道に加え、若狭梅街道を活用したルートによる避難も状況に応じて実施。

美浜町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

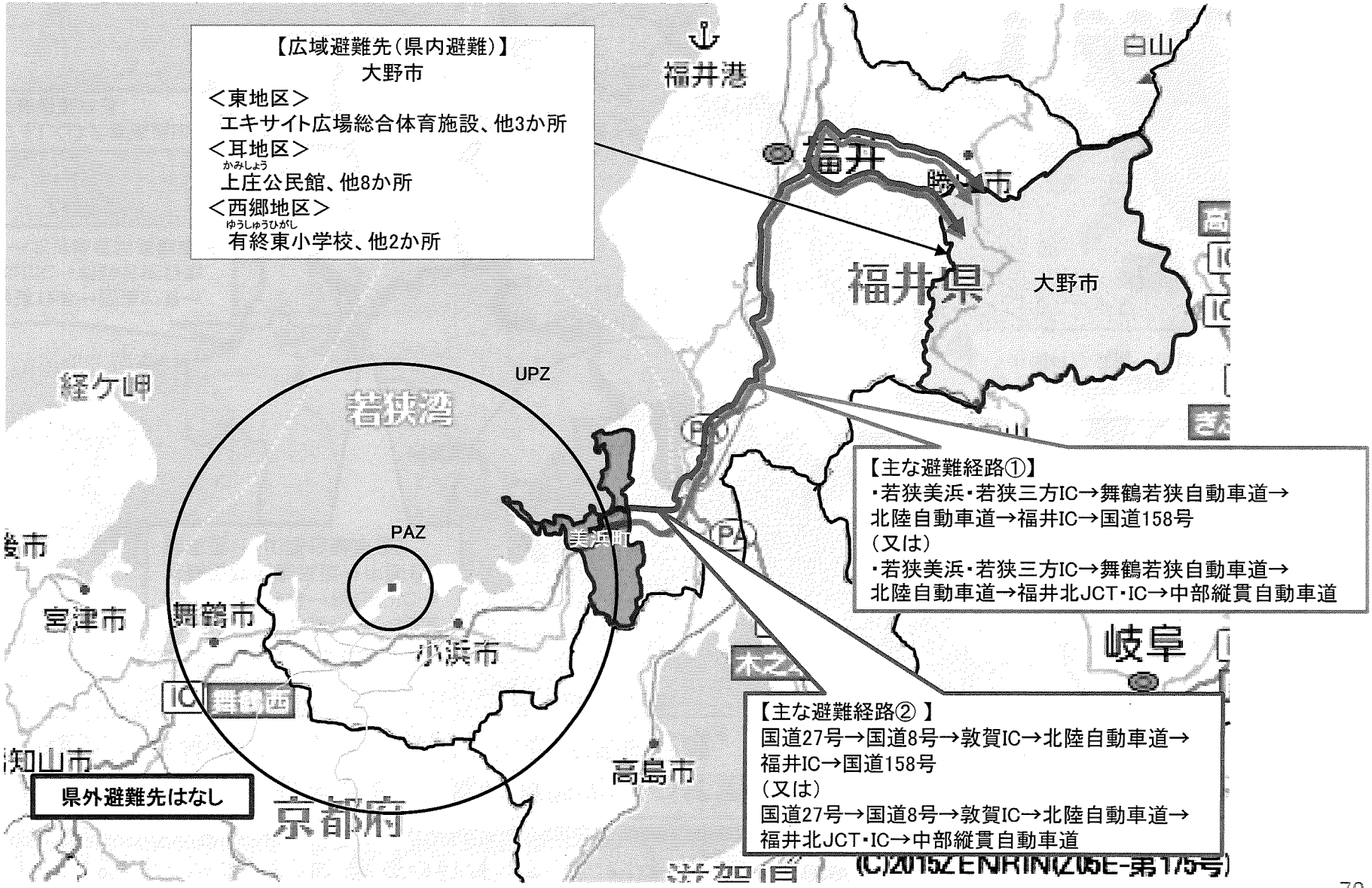

UPZから県外避難先施設までの広域避難経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 福井県は、県内避難が基本であり、県外避難先への経路設定は、災害状況等に応じ柔軟に対応。
- 県外避難先への経路について、想定される経路を記載。

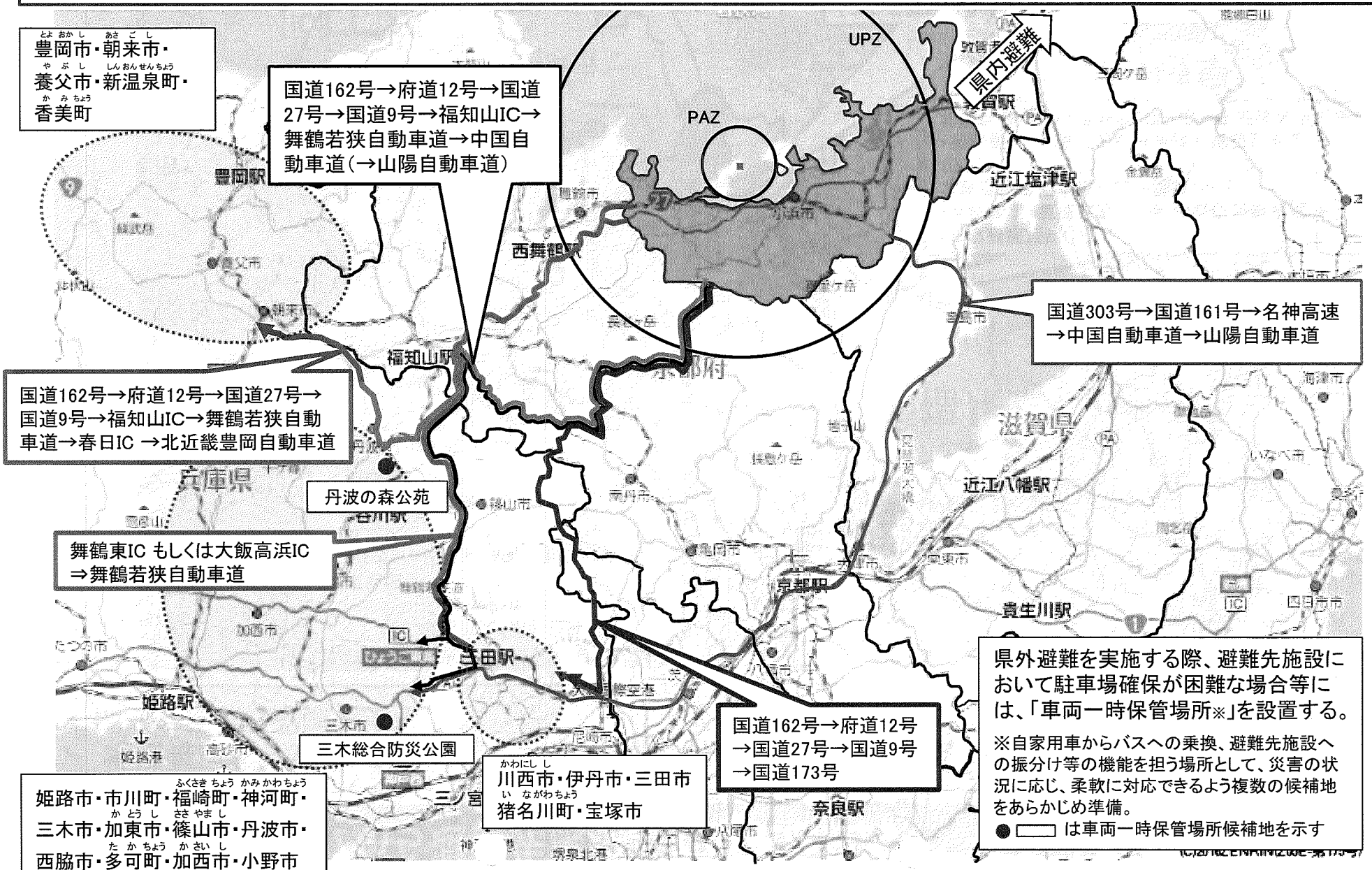

自然災害等により孤立した場合の対応（福井県）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ﾍﾘﾎﾟｰﾄ（夜間対応可）や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域においても、集落へのｱｸｾｽ道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ﾍﾘﾎﾟｰﾄ（夜間対応可）を活用し、空路による避難を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

＜UPZ内半島部における臨時ヘリポート整備場所＞

半島部	該当地区名	整備場所
内浦半島	高浜町内浦地区	旧音海小中学校グラウンド 内浦小中学校グラウンド 日引漁港
常神半島	若狭町西浦地区	常神漁港駐車場
敦賀半島	美浜町東地区	関西電力㈱県道沿用地駐車場

＜UPZ内中山間地域における臨時ヘリポート整備場所＞

中山間地域	該当集落名	整備場所
おおい町名田庄地区	槇谷、虫鹿野、虫谷、木谷、堂本	名田庄中学校グラウンド
小浜市口名田地区	西相生、奥田縄、須縄	口名田小学校グラウンド
〃　遠敷地区	上根来、下根来	遠敷小学校グラウンド
若狭町熊川地区	河内	熊川小学校グラウンド
美浜町新庄地区	新庄	旧新庄小学校グラウンド

＜凡例＞
- :放射線防護施設（収容可能者数）
- :放射線防護施設以外の屋内退避施設（収容可能者数）
- :ヘリポート適地等
- :漁港

半島部（例）　若狭町常神半島

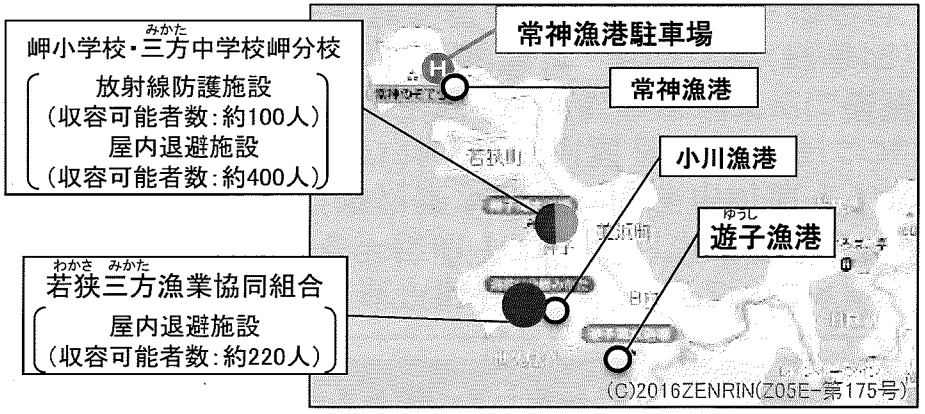

中山間地域（例）　おおい町名田庄地区

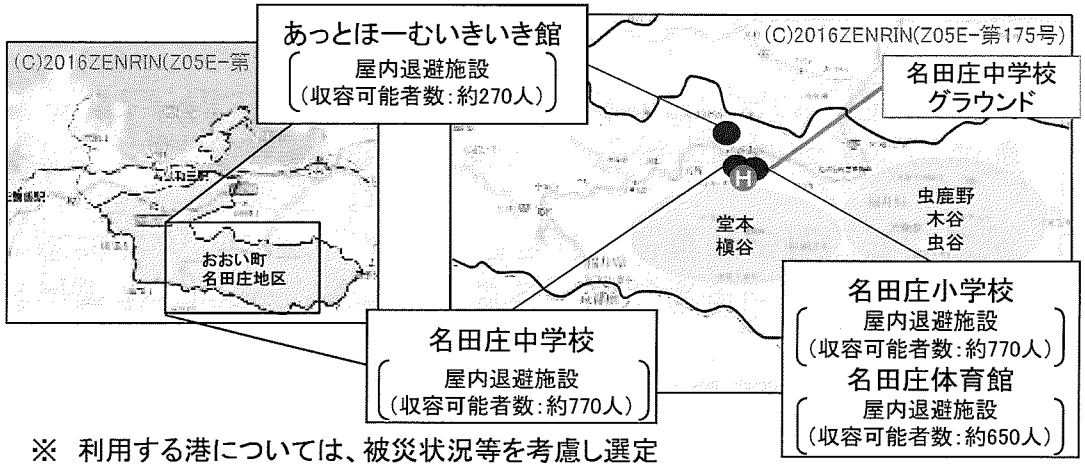

※　利用する港については、被災状況等を考慮し選定

※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊 ）が必要に応じ支援を実施。

京都府におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町原子力災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町原子力災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。

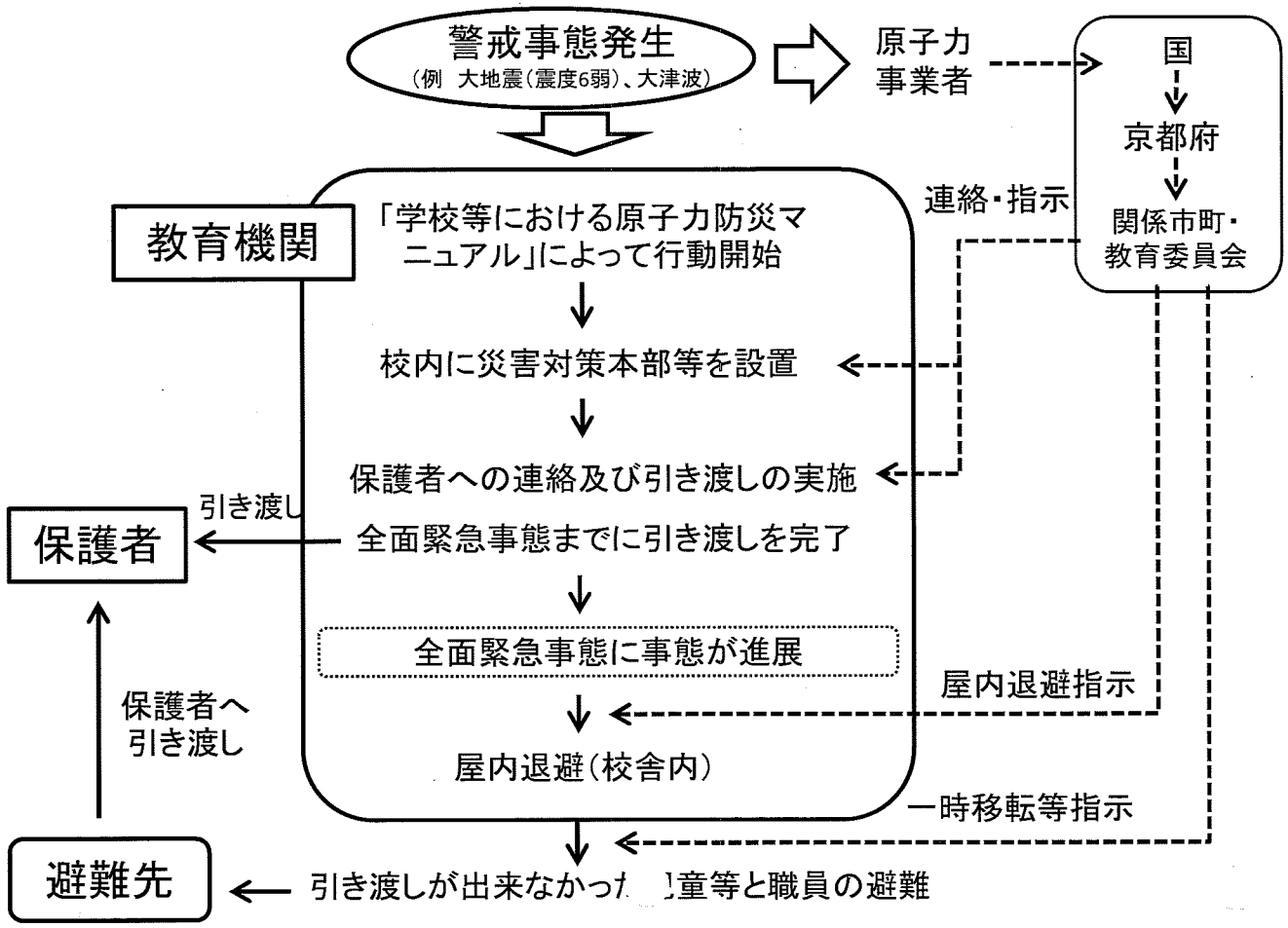

UPZ内の教育機関数

	教育機関数（機関）	児童・生徒数（人）
保育所・幼稚園等	32	2,795
小学校	16	4,257
中学校	8	2,402
高等学校	5	2,153
特別支援学校	3	161
その他学校	4	1,077
合計	68	12,845

※　平成28年5月1日時点

京都府におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 京都府では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設（47施設2,260人）について、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済み。

＜ UPZ内 ＞

施設区分		施設数	入所者数（人）
医療機関（病院・有床診療所）		12	988
社会福祉施設	介護保険施設等	25	1,063
	障害福祉サービス事業所等	8	115
	児童養護施設等	2	94
	小計	35	1,272
合計		47	2,260

受入先調整
（京都府災害時要配慮者避難支援センター）

＜ UPZ外 ＞

受入候補施設数	受入可能人数（人）
33	約1,540
69	約1,490
8	約270
11	約160
88	約1,920
121	約3,460

※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約112人については医療機関へ搬送
※ 平成28年6月1日現在
※ 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府における医療機関・社会福祉施設の受入先確保のための調整スキーム

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府原子力災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を速やかに実施。

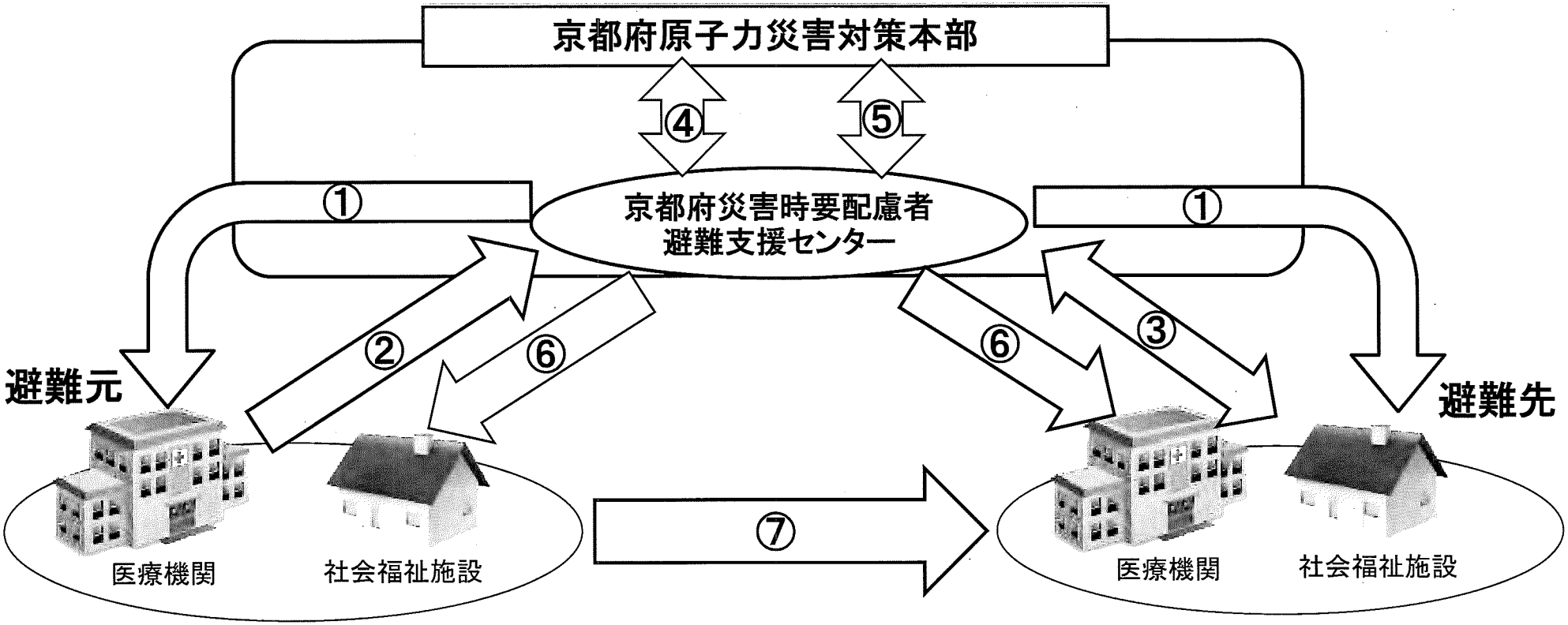

受入先確保のマッチングフロー

①：災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供

②：避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告

③：センターによる受入先の状況確認及びマッチングの実施

④：センターと京都府原子力災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保

⑤：センターと京都府原子力災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整

⑥：センターから受入先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡

⑦：避難の実施

※ 事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。

※ 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は京都府災害時要配慮者避難支援センターに依頼し避難先を確保。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

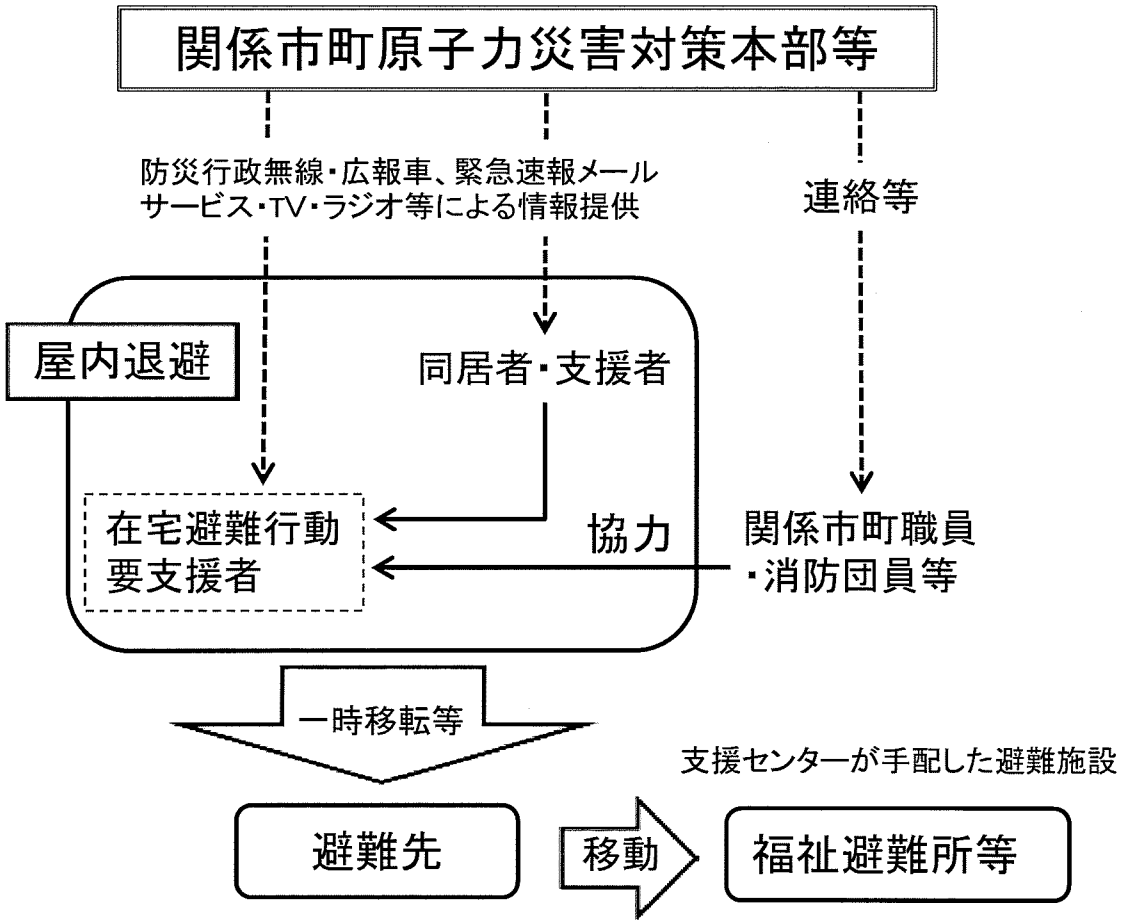

UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数（暫定値）

市町	UPZ内（人）
舞鶴市	5,127（2,652）
綾部市	207（207）
南丹市（なんたんし）	724（724）
京丹波町（きょうたんばちょう）	81（81）
京都市	44（44）
合計	6,183（3,708）

※ （ ）内は支援者有り
※ 平成29年1月現在
※ 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府におけるUPZ内の一般住民の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、当該区域の関係市町原子力災害対策本部等より、防災行政無線、広報車、緊急速報ﾒｰﾙｻｰﾋﾞｽ、TV、ﾗｼﾞｵ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 京都府では、渋滞抑制の観点から、原則ﾊﾞｽによる移動を実施。

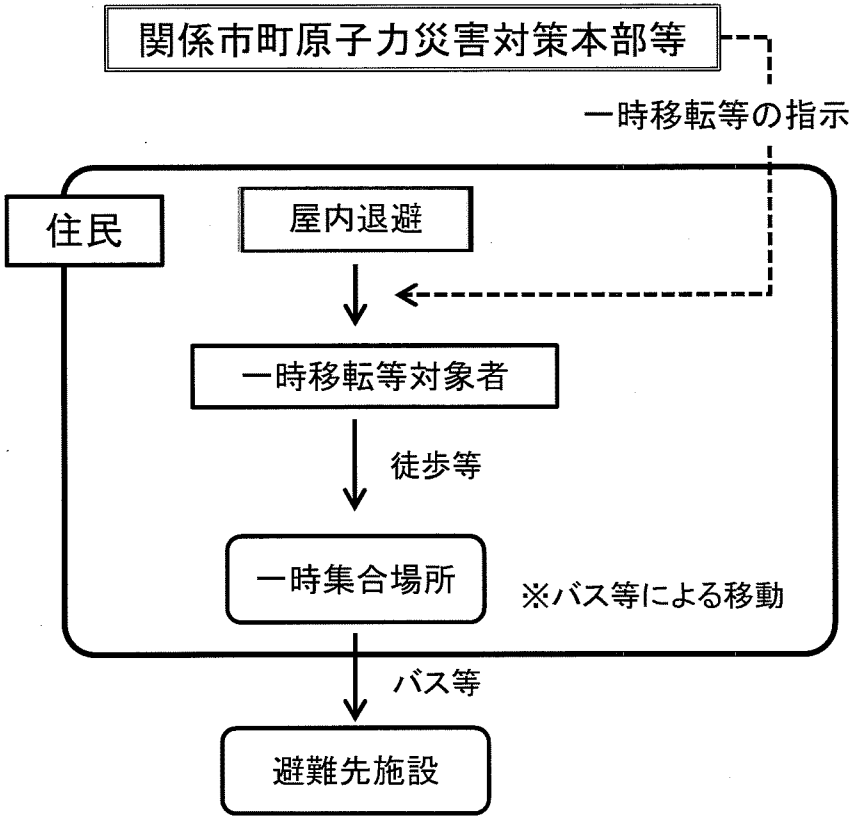

＜UPZ内市町の避難先＞

市町名	府内避難先	府外避難先	
舞鶴市 79,354人	京都市、宇治市、城陽市（じょうようし）、向日市（むこうし）	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市 （合計62,928人）
		徳島県	鳴門市、松茂町、北島町 （合計16,426人）
綾部市 1,600人	福知山市、亀岡市	兵庫県	たつの市（たつのし）、太子町（たいしちょう）、佐用町（さようちょう） （合計1,600人）
南丹市（なんたんし） 3,352人	南丹市内		洲本市（すもとし）、南あわじ市 （合計3,352人）
京丹波町（きょうたんばちょう） 278人	京丹波町内		芦屋市 （合計：278人）
京都市 301人	京都市内	―	

※　平成29年4月1日時点

舞鶴市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

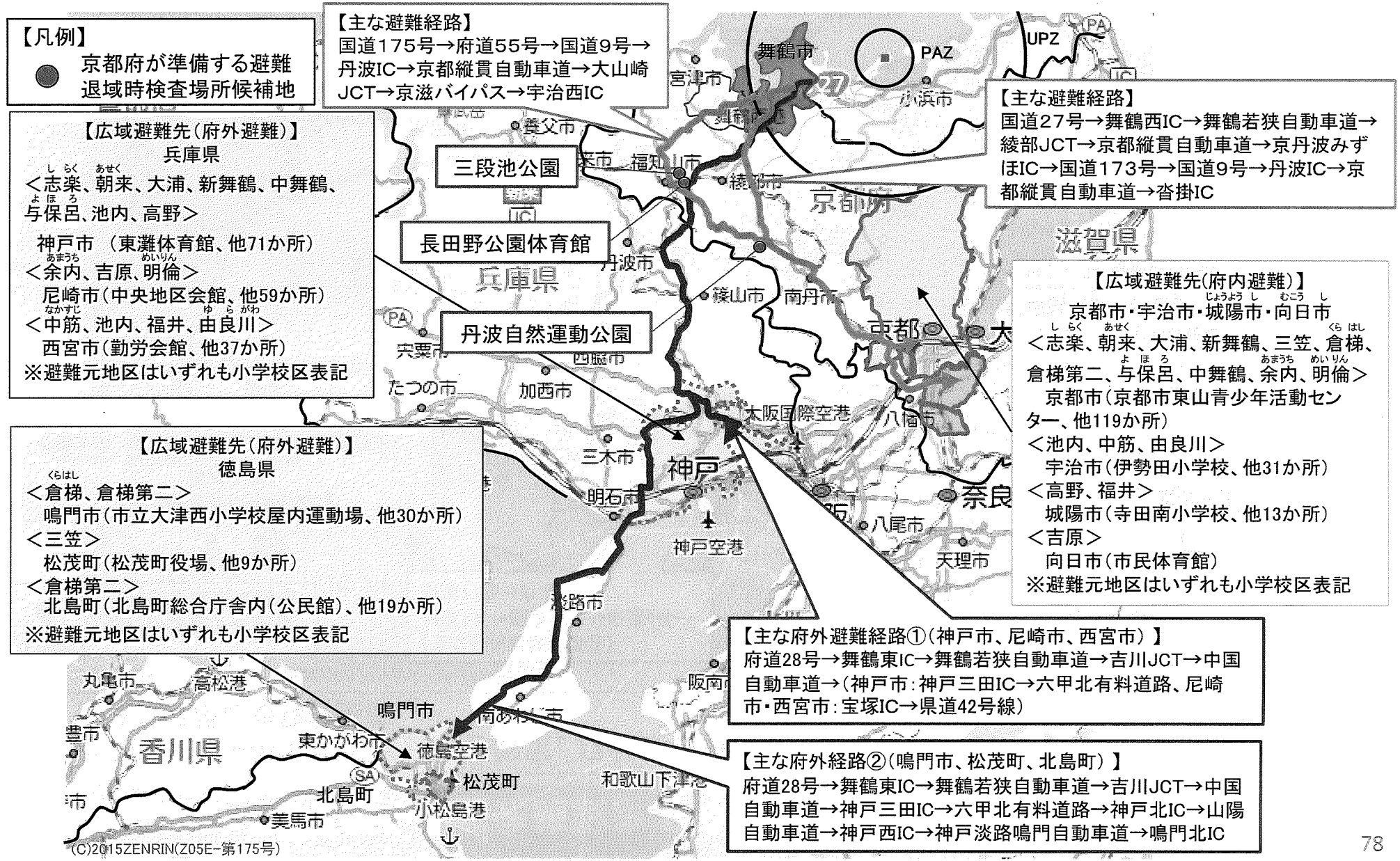

綾部市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

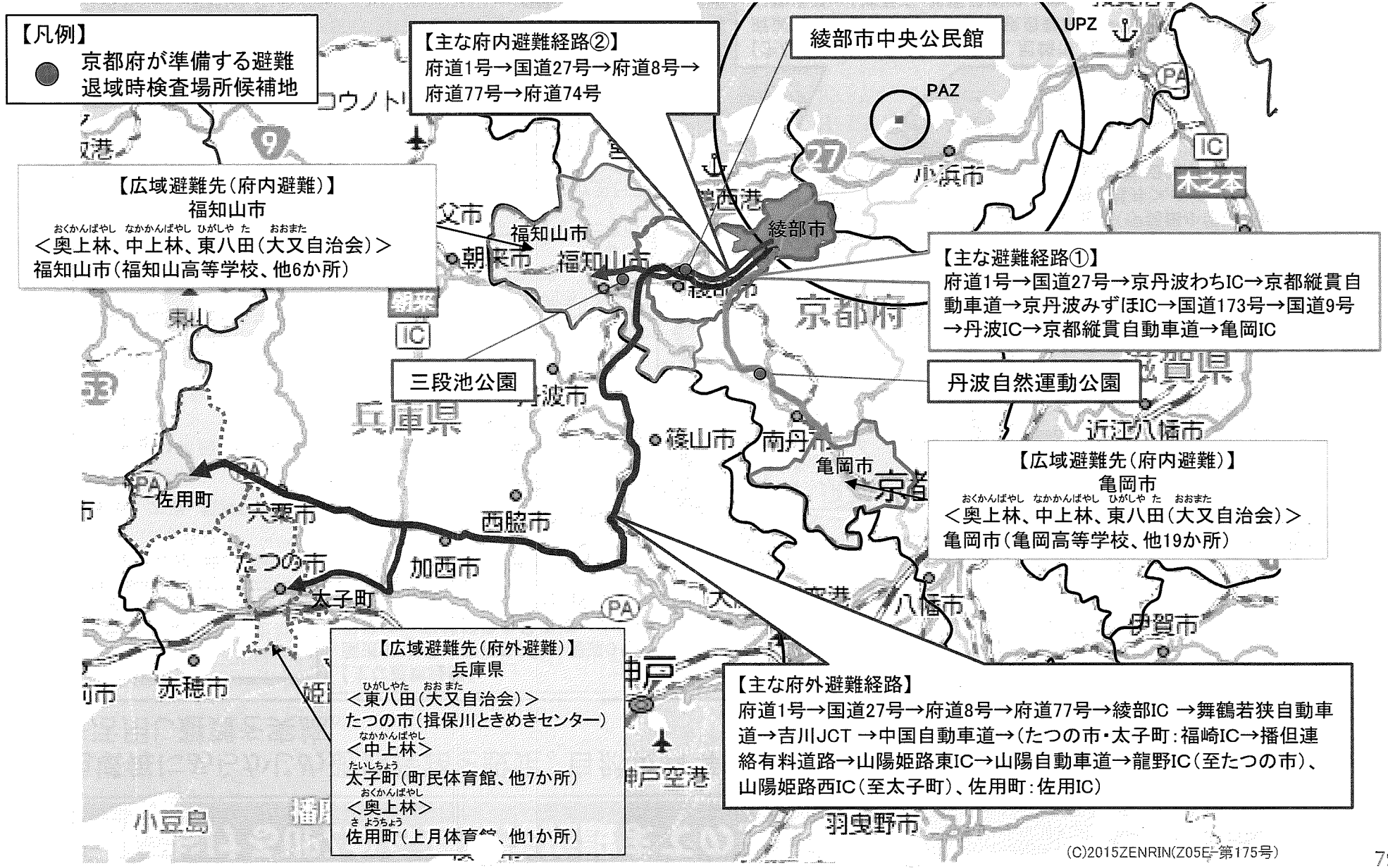

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

南丹市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

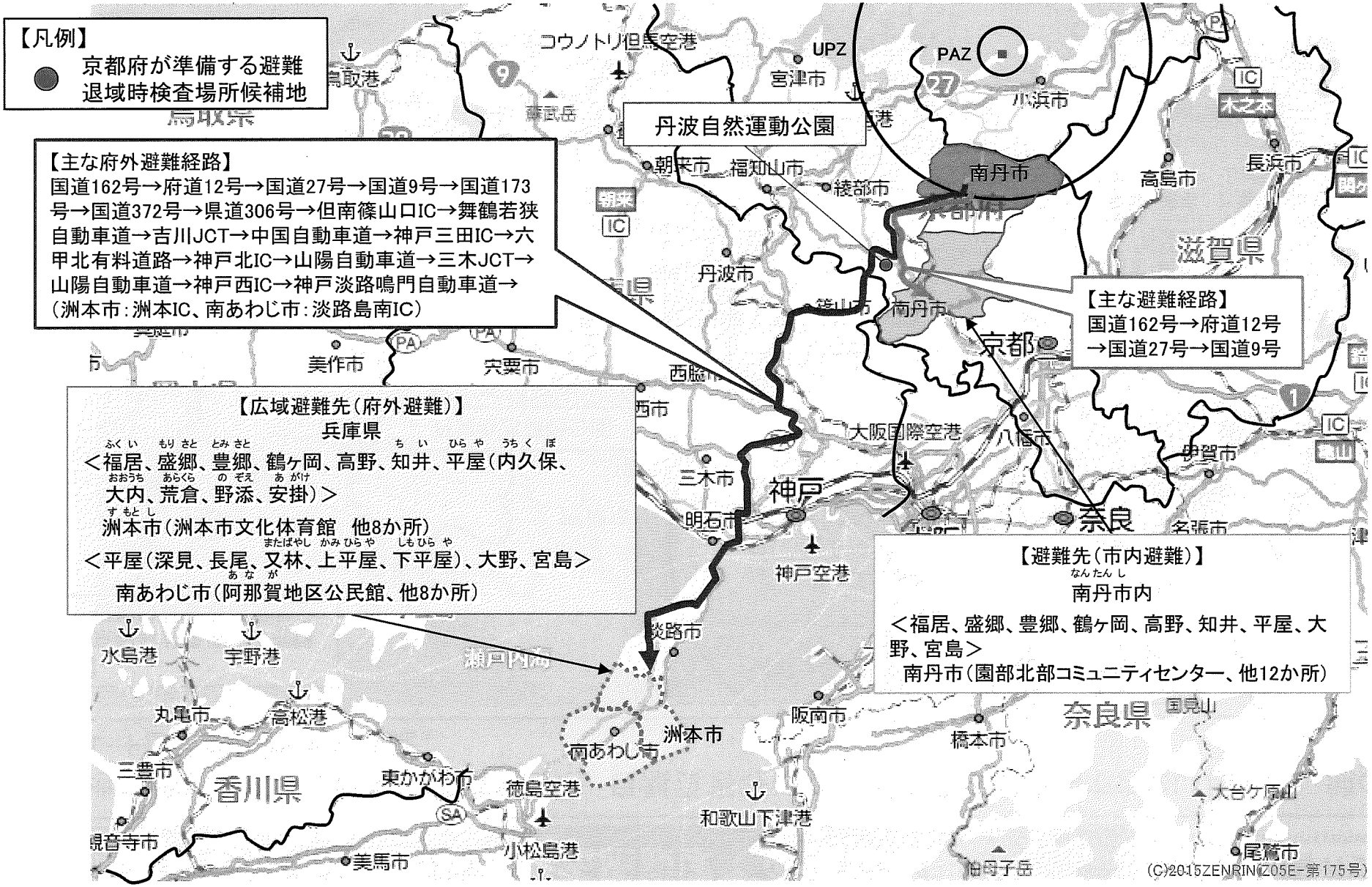

京丹波町におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

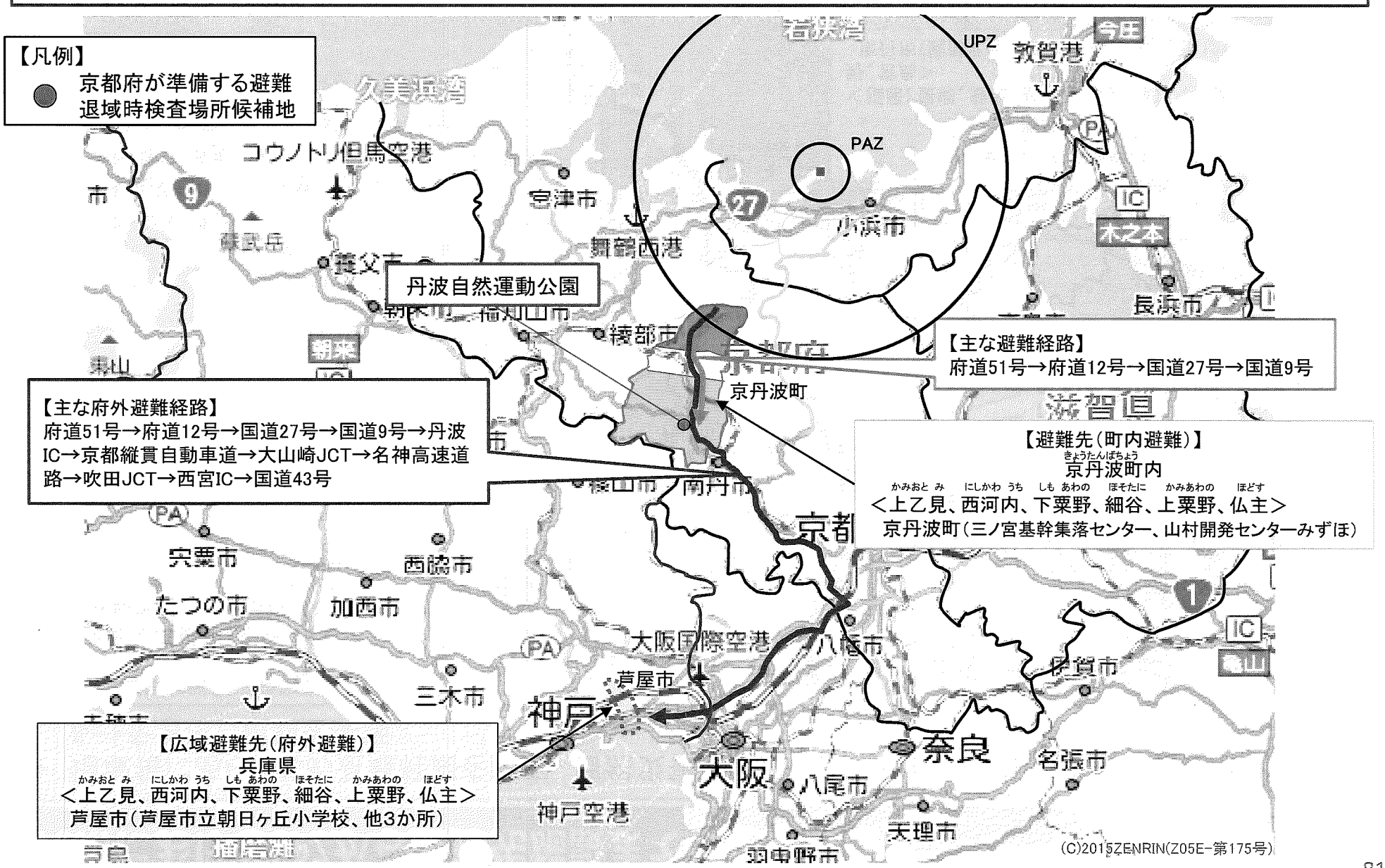

京都市におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

➢ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

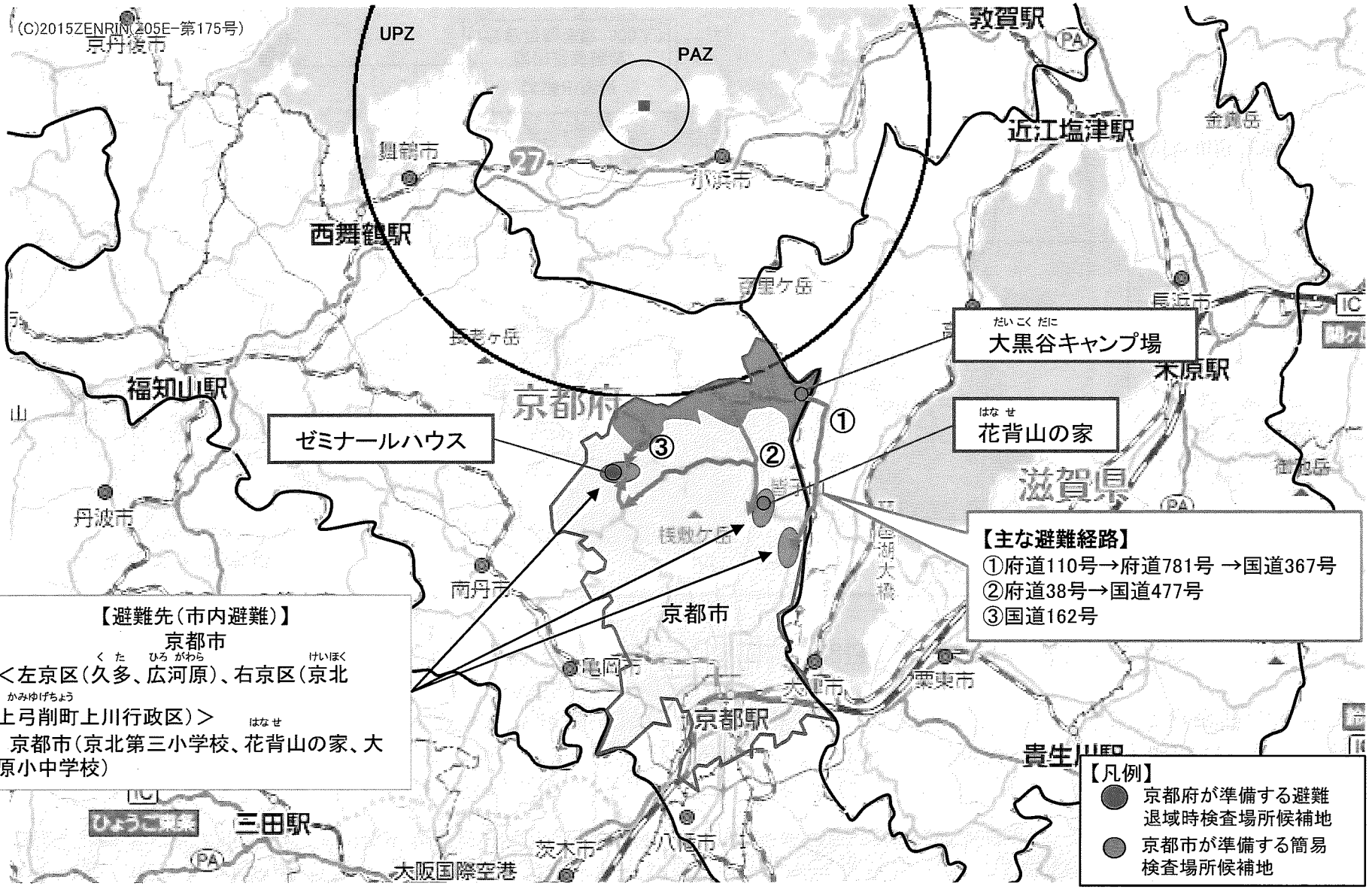

自然災害等により孤立した場合の対応（京都府）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射性防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

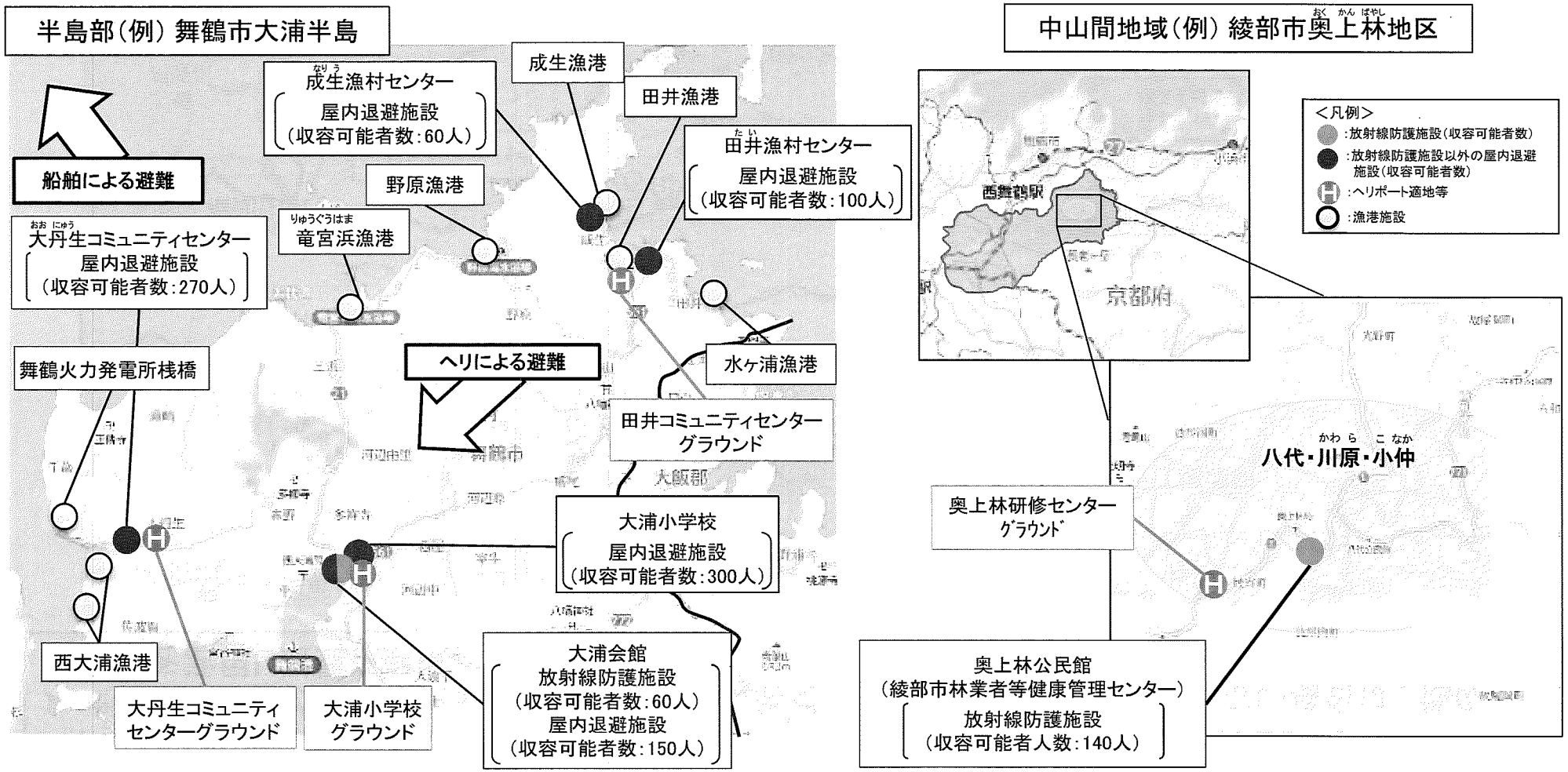

※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

滋賀県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済であり、学校災害対策本部等は高島市災害対策本部や高島市教育委員会等の指示により警戒事態において、学校等の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡（メール配信等）し、児童等の帰宅又は保護者への引き渡しを実施。全面緊急事態までに保護者への引き渡しを完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避（校舎内）を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。

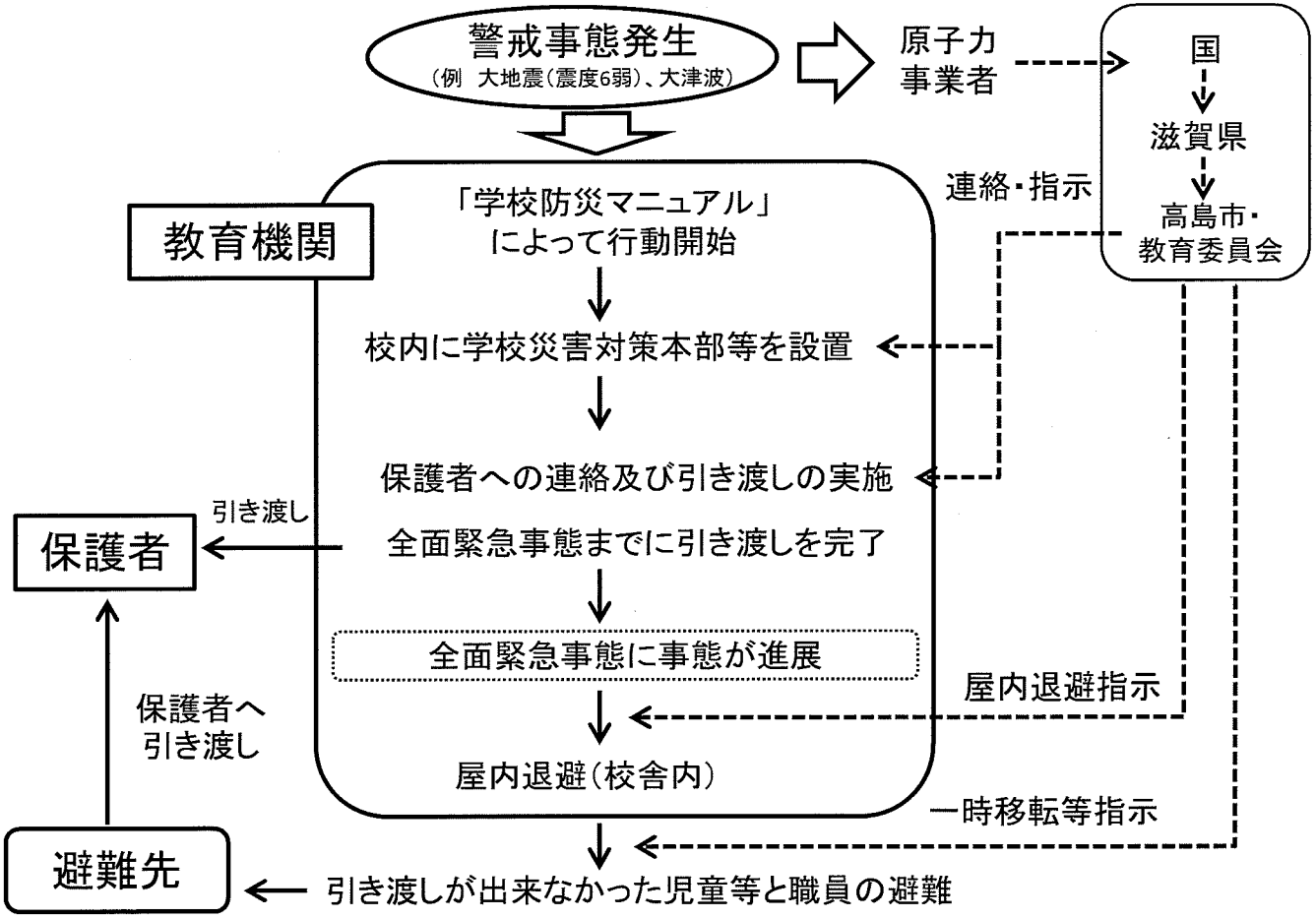

UPZ 内の教育機関数

	教育機関数（機関）	児童・生徒数（人）
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	3
中学校	0	0
高等学校	0	0
特別支援学校	0	0
合計	1	3

平成29年3月28日時点

滋賀県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 滋賀県では、UPZ内にある社会福祉施設（4施設394人）のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて障害福祉サービス事業所等23施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

＜UPZ内＞

施設区分		避難元施設	
		施設数（施設）	入所定員（人）
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	2	34
	救護施設	2	360
合　計		4	394

障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。
救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

＜UPZ外＞

避難先施設	
受入候補施設数（施設）	受入可能人数（人）
23	949
3	360
26	1309

※平成29年4月1日時点

滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

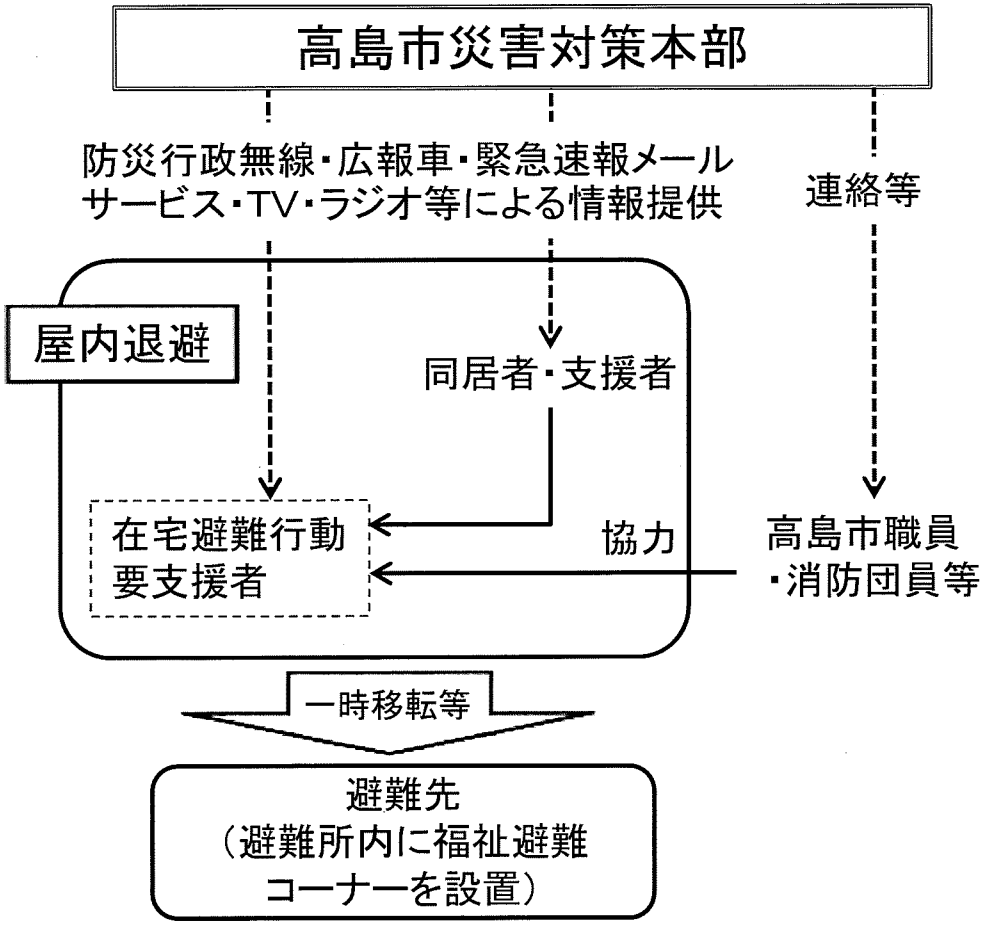

UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数（暫定値）

市町	UPZ内（人）
高島市	48（36）

※1 （ ）内は支援者有り
※2 平成29年4月現在

滋賀県におけるUPZ内の一般住民の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、TV、ﾗｼﾞｵ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則ﾊﾞｽによる移動を実施。

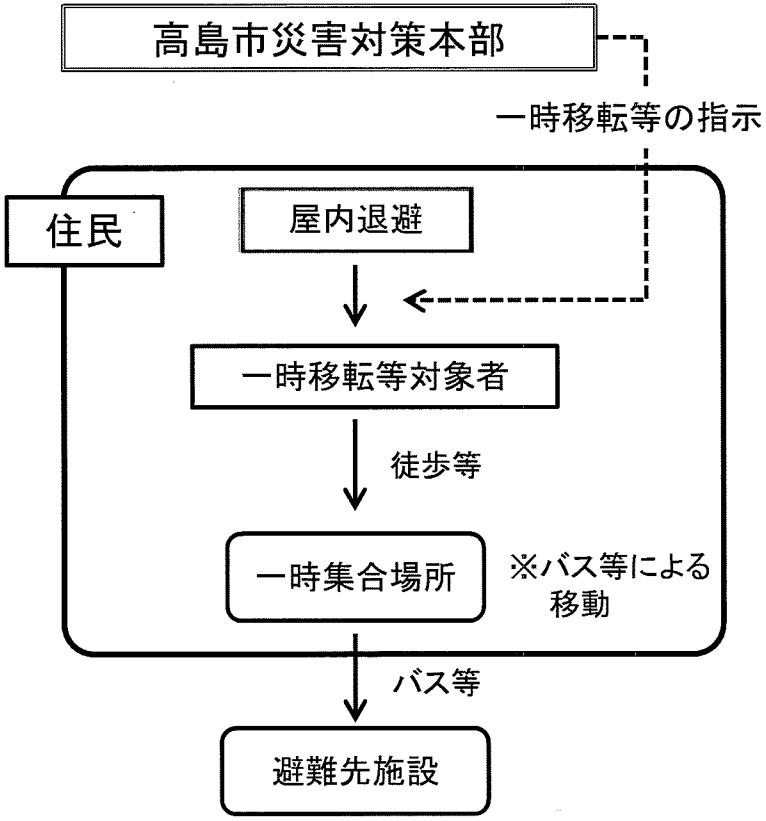

＜UPZ内市町の避難先＞

地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、高島市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。

市町名	県内避難先	県外避難先	
高島市（537人）	高島市内	大阪府	大阪市、枚方市 高槻市 （合計：537人）

※平成成29年4月１日時点

高島市（たかしまし）におけるUPZから避難先施設までの主な経路

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。

【高島市内の避難経路】
＜今津地域＞
国道303号→避難中継所（今津総合運動公園）→県道534号→今津中学校

＜朽木（くつき）地域＞
（県道781号→）県道23号→国道367号→避難中継所（朽木中学校）→グリーンパーク想い出の森、朽木中学校

【広域避難経路（県外）】
＜今津地域＞
国道303号→避難中継所（今津総合運動公園）→県道534号→国道161号→名神高速道路（大山崎IC）→国道171号→高槻市
（又は）
国道303号→避難中継所（今津総合運動公園）→県道534号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→ 京都南IC→京阪国道→枚方市
＜朽木（くつき）地域＞
（県道781号→）県道23号→国道367号→避難中継所（朽木中学校）→県道23号→国道161号→京都東IC→名神高速道路→第二京阪道路→門真IC→大阪市

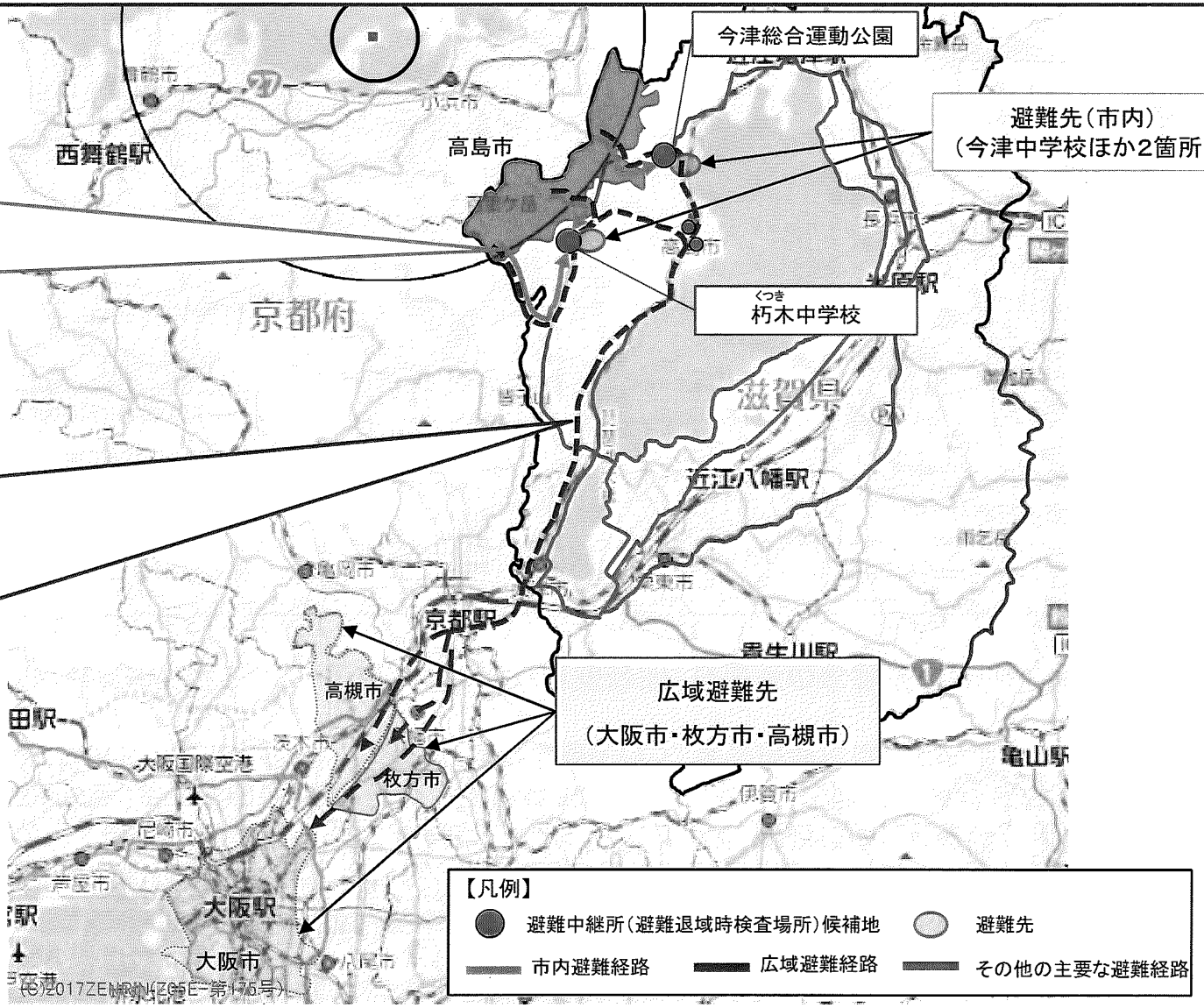

(C)2017ZENRIN(ZGE-第175号)

自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 高島市内のUPZは山地であることから、自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、集会所または一時集合場所で屋内退避を行う。集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

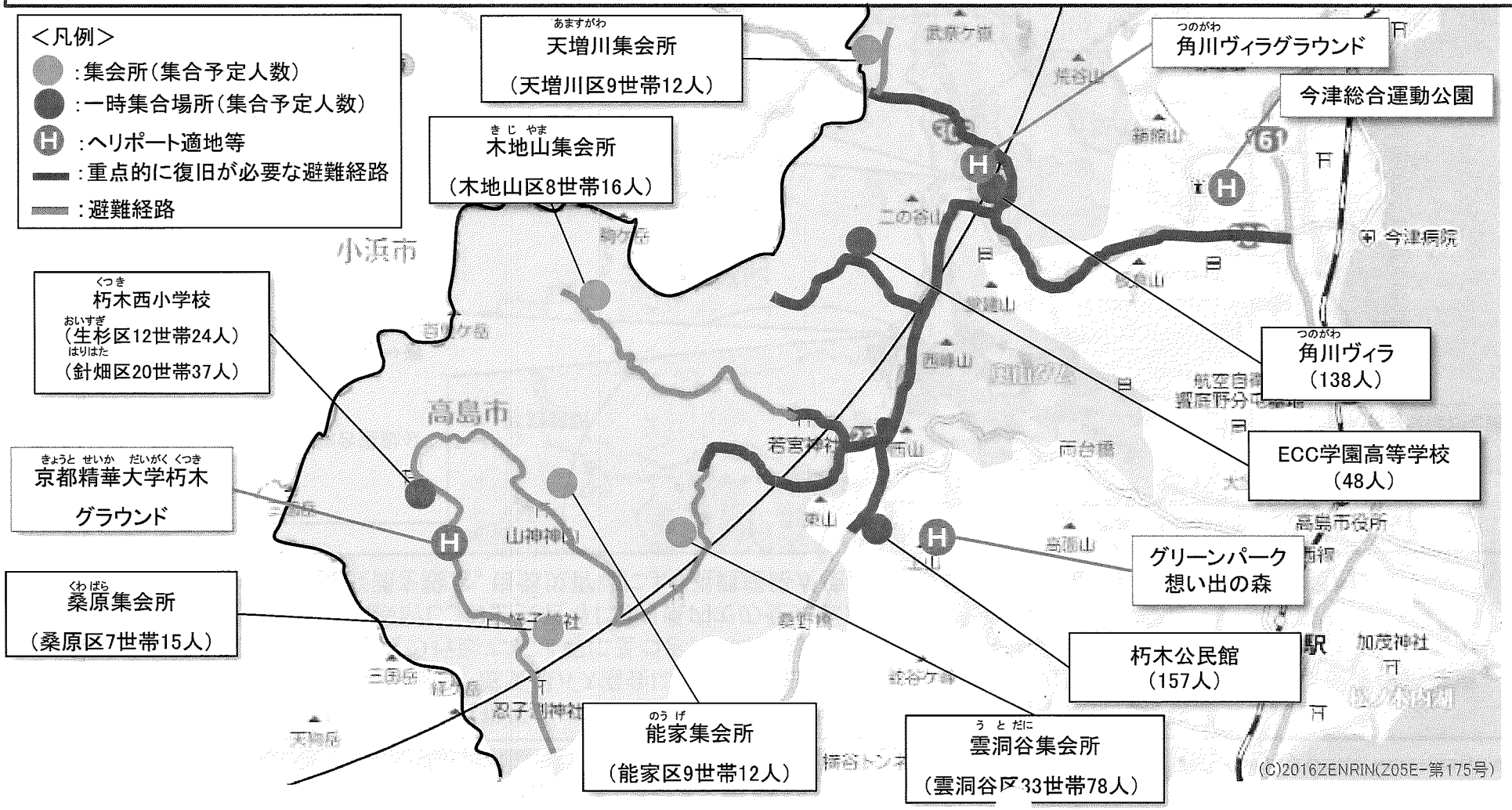

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞

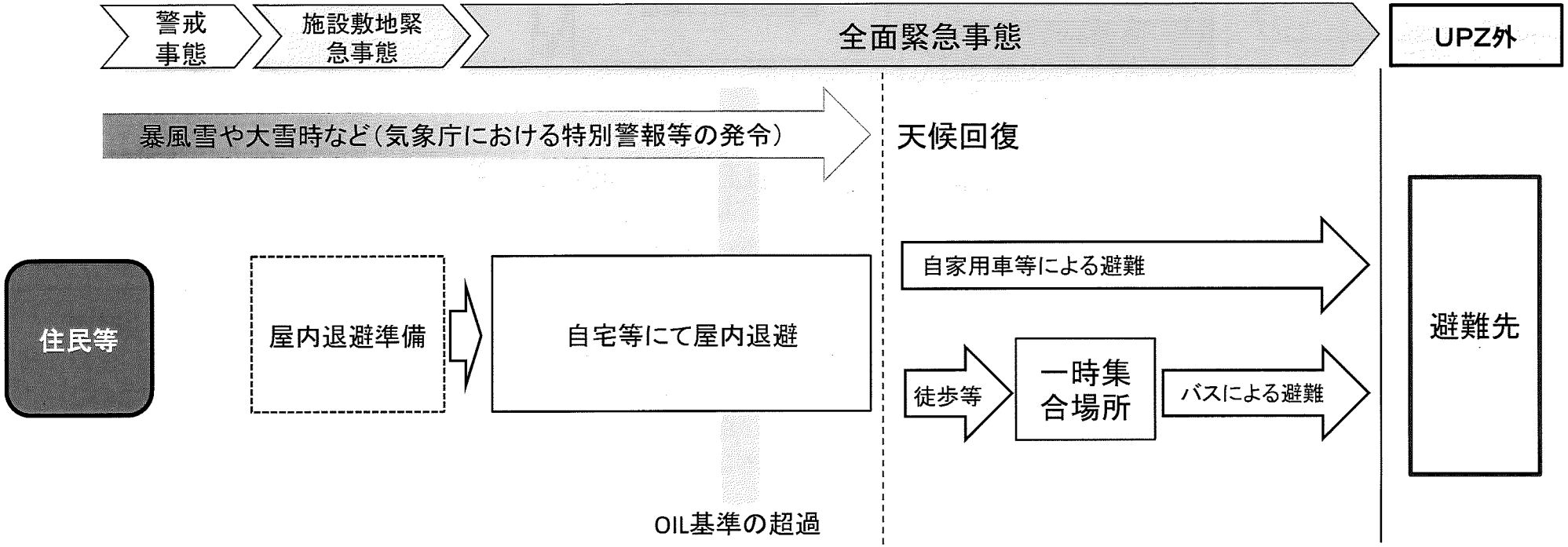

自然災害等（地震※1）により屋内退避が困難となる場合の基本フロー

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等に避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先することが重要。このことから、市町にて開設するUPZ内の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を行う※2。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜屋内退避中に余震が発生し被害が激しくなった場合＞

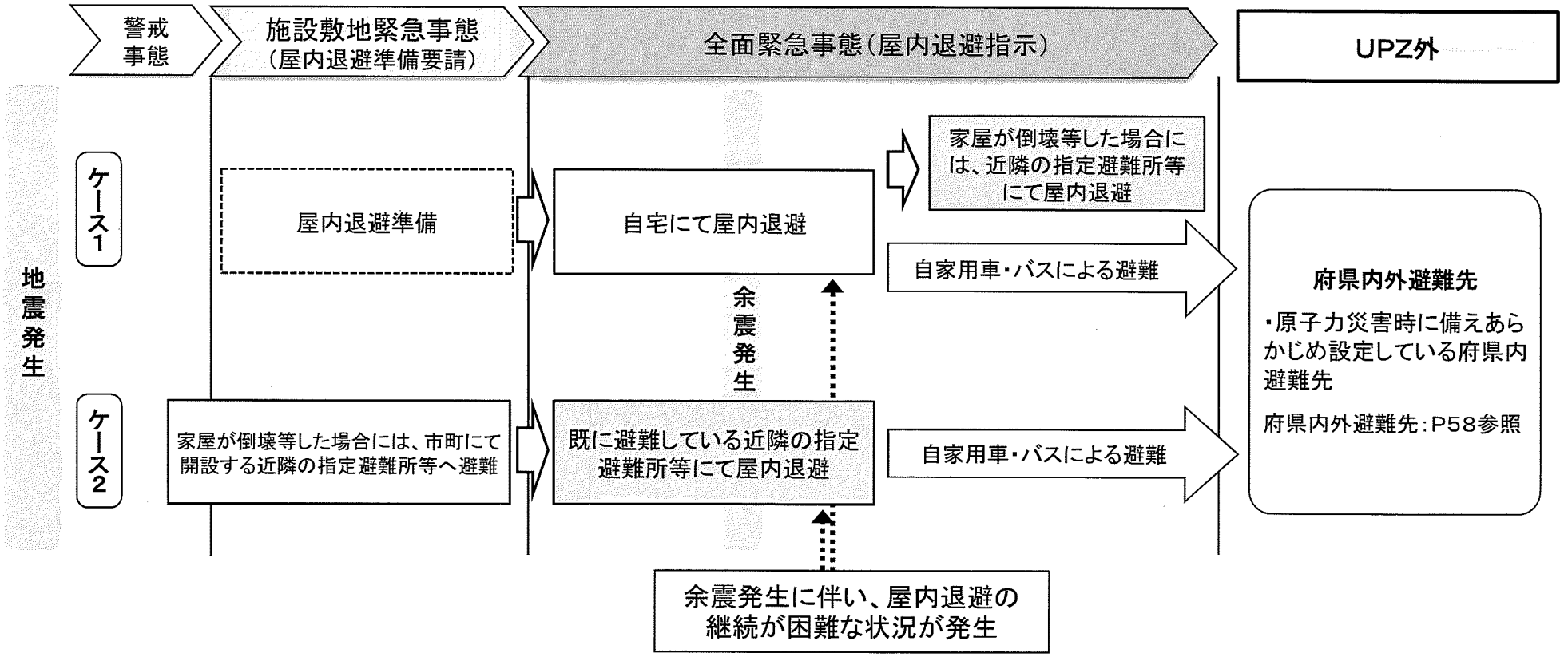

※1　津波災害時や大雨による土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2　仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（福井県）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、福井県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が56台、ストレッチャー車両が39台に対して、福井県内における保有車両数はそれぞれ、704台と89台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー（800台）を活用。
（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	260台	175台	
医療機関	173台	253台	
社会福祉施設	350台	105台	
合計	783台※1	533台※2	※1　車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2　ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	**56台**	**39台**	・ピストン輸送（14往復）を想定

県内の福祉車両保有数	**704台**	**89台**	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	**800台**（平成29年2月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同伴により、福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※　この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用
※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（京都府）

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、京都府UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が47台、ストレッチャー車両が40台に対して、京都府内における保有車両数はそれぞれ、115台と81台（148台※1）であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは府内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）京都府ﾀｸｼｰ協会に所属するﾀｸｼｰ（6,047台）を活用。
（車椅子を荷台に積むことや座席のﾘｸﾗｲﾆﾝｸﾞ利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	204台	44台	
医療機関	192台	362台	
社会福祉施設	261台	144台	
合計	657台※2	550台※3	※2 車椅子車両は1台当たり2名の要支援者の搬送をすることを想定 ※3 ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	**47台**	**40台**	・ピストン輸送（14往復）を想定

府内の福祉車両保有数※4	**115台**	**81台**	※4 京都府及び府内UPZ市町における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）京都府タクシー協会に所属するタクシー保有数	**6，047台**（平成29年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※1 ストレッチャー車両には、複数のストレッチャーを搬送できる車両を含むため、搬送可能数は148台に相当

※ この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対　できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自　隊）に支援を要請

UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保（滋賀県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部に留まることが想定される点に留意。ここではあえて、滋賀県UPZ内全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が3台、ストレッチャー車両が1台に対して、滋賀県内における保有車両数はそれぞれ、228台と20台であり、必要台数を要請し確保。
- また、要支援者の一時移転等の際には、まずは県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー（1,148台）を活用。
（車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用などにより、福祉車両と同等の輸送が可能。）
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保にむけた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	9台	1台	
医療機関	－	－	
社会福祉施設	23台	0台	
合計	32台※1	1台※2	※1　車椅子車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定 ※2　ストレッチャー車両は1台当たり1名の要支援者の搬送をすることを想定
必要車両台数	**3台**	**1台**	・ピストン輸送（14往復）を想定

県内の福祉車両保有数	**228台**	**20台**	・県内における医療機関や社会福祉施設等における保有台数の合計数（消防の保有する救急車の台数を除く）
（一社）滋賀県タクシー協会に所属するタクシー保有数	**1，148台**（平成29年4月時点）		・一般タクシーは、車椅子（大型電動車椅子を除く）を荷台に積むなどすることで、車椅子専用の福祉車両と同等の輸送能力が確保可能

※　この他、関西電力の保有する福祉車両（車椅子車両4台、ストレッチャー・車椅子兼用車両21台）について活用
※　不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請